

理容師養成施設及び美容師養成施設の
適正な運営の確保に関する検討事項

第1 教員に関すること

1 専任教員の配置基準について

専任教員は、特定の一つの課目のみを担当する専任の教員としており、配置する数及び課程間の兼任について規定しているが、常勤職員との関係が不明確であることから、専任教員が常勤職員である旨を明確に位置付ける必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 教員は資格を有する者であるとともに専任教員の確保に努められたいこと。(昭和42年通知)
- ② 昼間課程及び夜間課程においては、教員数の2分の1以上が専任であること。(平成10年省令)
- ③ 通信課程においては、専任の者の数は、生徒200人以下の場合は3人、200人又はその端数を超えるごとに1人を加えた数であること。(平成10年省令)
- ④ 専任教員は、1の養成施設に限り専任教員となることができる。ただし、1の養成施設に昼間課程及び夜間課程がある場合には、①の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができる。(平成10年通知)

【調査結果】〔(資料2) 調査結果P2、P77〕

- ① 指導状況
「専任教員を常勤職員とするよう指導している」ものは、厚生局8件(100.0%)、都道府県10県(47.6%)
- ② 養成施設の状況
ア 「常勤職員としている」は、昼間課程259件(73.0%)、夜間課程22件(61.1%)、通信課程158件(60.3%)
イ 「非常勤としている」は、昼間課程2件(0.6%)、夜間課程2件(5.6%)、通信課程8件(3.1%)
ウ 専任教員は、「常勤職員とする必要がある」171件(48.2%)、「非常勤職員でもかまわない」155件(43.7%)
エ 「常勤職員とする必要がある」171件の理由は、「生徒の指導」が73件(42.7%)、「非常勤職員でもかまわない」155件の理由は、経営等効率的な運営、「能力のある教員の確保」がそれぞれ18件(11.6%)

【ポイント】

- ① 現状の指導に基づいて、「専任教員は常勤職員」としてよいか。
- ② 「専任教員」が非常勤職員であることにより、適切な教育に支障を生じることがあるか。

【検討の方向】

理容師及び美容師の資質の向上を図る観点から、平成10年通知の「専任教員は、1つの養成施設に限り専任教員となることができる」ことを前提に、専任教員は常勤の職員とすることを明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
ア 他に常勤の職(他の学校の常勤職員、官公庁・病院・事業所等の常勤職員等)を有しない状態としているもの(栄養士、調理師)

イ 1の養成施設等（1の養成施設等に2以上の課程がある場合は1の課程）に限るとしているもの（保健師・助産師・看護師、社会福祉士、介護福祉士）

② 専修学校設置基準

ア 専修学校に置かなければならない教員の数は、別表第1に定めるところによる。（別表第1）

衛生関係	80人まで	3人
	81人から200人まで	$3 + \langle (\text{生徒総定員} - 80) \div 40 \rangle$
	201人から600人まで	$6 + \langle (\text{生徒総定員} - 200) \div 50 \rangle$
	601人以上	$14 + \langle (\text{生徒総定員} - 600) \div 60 \rangle$

イ 教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員の数は、3人を下回ることができない。

③ その他

ア 専任 … ある一つの任務だけを担当すること。「一講師」（反対）兼任

イ 常勤 … 臨時ではなく、原則として毎日一定の時間勤務すること。「2名の社員が一している」

ウ 兼任 … 一人で二つ以上の職務を兼ねること。兼務。「首相が外相を一する」（反対）専任。

エ 非常勤 … 常勤ではなく、日数や時間数を限って勤務すること。「一講師」

2 通信課程における専任教員の配置基準について

通信課程の専任教員は、2名を限度として昼間又は夜間課程の専任教員が兼任できることとしているが、面接授業は夏休み等の期間を利用して実施し、添削指導に係る事務は（社）日本理容美容教育センターに委託していることから、運用上支障のない範囲で、通信課程のすべての教員を兼任できるようにする必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 教員は資格を有する者であるとともに専任教員の確保に努められたいこと。〈昭和42年通知〉
- ② 通信課程においては、専任の者の数は、生徒200人以下の場合は3人、200人又はその端数を超えるごとに1人を加えた数であること。〈平成10年省令〉
- ③ 通信課程を併設する場合の通信課程の専任教員については、2名を限度として昼間課程又は夜間課程の専任教員がこれを兼ねることができる。〈平成10年通知〉
- ④ 通信課程の専任教員のうち、昼間課程又は夜間課程の専任教員であって通信課程の専任教員を兼ねている以外の専任教員は、授業時間数7時間以内（実習を担当する教員の場合は、10時間以内）の範囲で、昼間課程又は夜間課程の教員を兼ねることができる。〈平成10年通知〉

【調査の概要】〔資料2〕調査結果P3、P79〕

- ① 昼間課程又は夜間課程の専任教員が通信課程の専任教員と「兼任している」146件（55.7%）、「兼任していない」70件（26.7%）
- ② 面接授業の実施回数は「1～2回」137件（53.2%）、実施時期は「7月」206件（78.6%）、「3月・8月」179件（68.3%）
- ③ 添削指導は、社団法人日本理容美容教育センターに「すべて委託している」244件（93.1%）、「一部委託」16件（6.1%）、「すべて自らの養成施設で実施」2件（0.8%）

【ポイント】

- ① 面接授業は夏休み等の期間を利用して実施し、添削指導に係る事務は（社）日本理容美容教育センターに委託していることから、運用上支障はないと考えられ、多くの養成施設が兼任とすることが予想される。
- ② 適切な授業の実施が可能であれば、通信課程の教員は昼間課程等の教員と兼任でも構わないか。
- ③ 通信課程の教育の質を低下させることに繋がらないか。

【検討の方向】

通信課程の教育の質を確保するため、昼間課程又は夜間課程の教員が兼ねることのできる人数の規定は、現行のままとする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

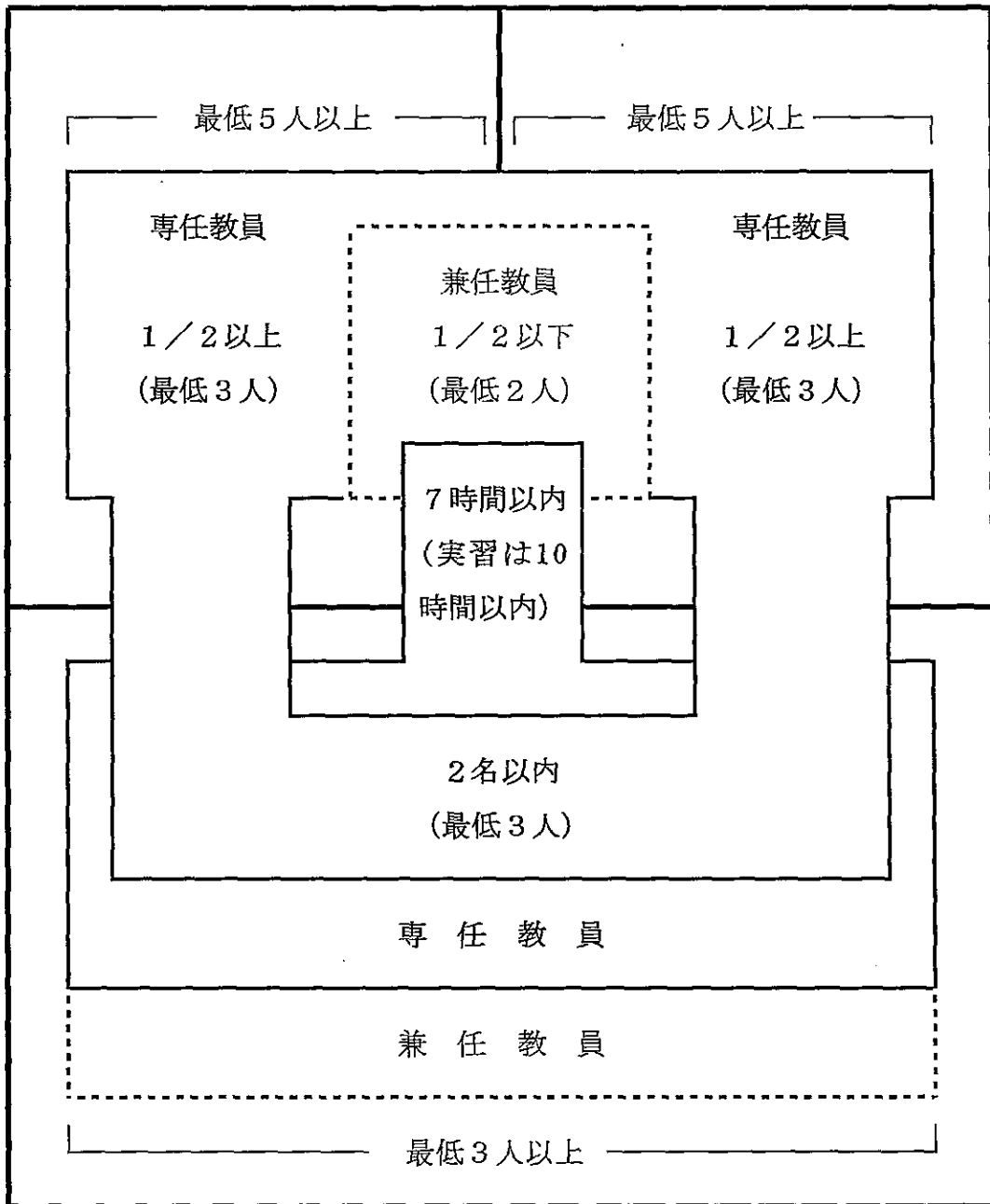
- ① 規定創設の考え方
専任となる者の数は従前を踏襲しているが、新たに2名を限度として兼任できる旨の規定が盛り込まれた。
- ② 他資格制度
ア 専任教員数を義務付けているもの（看護師、社会福祉士、精神保健福祉士）
イ 添削指導員の設置を義務付けているもの（看護師、社会福祉士）
- ③ 専修学校設置規則
専修学校においては通信課程は認められていないため、通信課程の教員に関する規定はない。

(第1-2) 通信課程における専任教員の配置基準

教員の配置基準

(昼間課程)

(夜間課程)



(通信課程)

【昼間課程及び夜間課程 定員80人、通信課程 定員200人の場合】

3 教員の資格要件の明確化について

教科課目のうち、「関係法規・制度」、「物理・化学」、「文化論」及び「運営管理」の教員となれる者は、「学校教育法に基づく大学の卒業者であって当該大学において〇〇学を修めた者」と規定されているが、「大学」及び「〇〇学を修めた者」の考え方が明確になっていない。

(1) 「大学」の考え方

「大学」については、「短期大学」が除かれるか否かが明確にされていないことから、理容師又は美容師の資質を確保する観点から、「短期大学」を除く「大学」とすることを明確にする必要があるのではないか。

(2) 「修めた者」の考え方

「修士等の専門分野を修了した者」又は「一般課程を修了した者」であるのかが不明確であるため、理容師又は美容師の資質を確保する観点から、「修士等の専門分野を修了した者」とすることを明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】 (詳細は別紙のとおり)

- ① 教員は、基準に該当する者であって、かつ、理容師又は美容師の養成に相当であると認められるものであること。〈平成10年省令〉
- ② 「美容師の養成に相当であると認められるもの」とは、次の各号に該当する者であること。〈平成10年通知〉
 - ア 教員の資格要件に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられたことのない者であること。
 - ウ 美容師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

【調査の概要】 [(資料2) 調査結果P 4、P 79]

(1) 大学の考え方

① 指導状況

ア 「大学以上と指導」している厚生局4件(50.0%)、都道府県10県(47.6%)

イ 「短期大学以上と指導」している厚生局4件(50.0%)、都道府県11県(52.4%)

② 養成施設の状況

「大学以上」は42.3%、「短期大学以上」は44.8%

(2) 「修めた者」の考え方

① 指導状況

「一般教養課程を修了した者と指導」している厚生局8件(100.0%)、都道府県9件(42.9%)、「専門課程を修了した者と指導」している厚生局0件(0.0%)、都道府県12件(57.1%)

② 養成施設の状況

「一般教養課程を履修した者」は23.3%、「専門課程を修了した者」は46.6%

【ポイント】

- ① 「短期大学」又は「一般課程を修了した者」であっても、理容師及び美容師の教育の質を確保できるか。
- ② 現在、「短期大学」又は「一般課程を修了した者」を要件に採用されている教員の処遇をどう取り扱うか。

【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 大学の考え方
学校教育法に規定する大学（同法第69条の2第1項の短期大学を除く。）とする。
- ② 「修めた者」の考え方
「〇〇学の学士課程、修士課程又は博士課程を修了した者」等、専門分野を修了した者とする。
- ③ 施行の際、既に採用されている教員については適用しない。
- ④ （社）日本理容美容教育センターが行う「教員研修」の受講資格についても、同様の取扱いとする。

【参考】

- ① 他資格制度
 - ア 大学の考え方
大学、短期大学を書き分けているもの（社会福祉士、介護福祉士）
 - イ 修めた者の考え方
 - （ア）担当する教科内容に関連する専攻分野に係る修士課程又は博士の学位を有する者としているもの（管理栄養士）
 - （イ）大学院修士課程又は博士課程を修了した者としているもの（あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師）
 - （ウ）当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者（社会福祉士、介護福祉士）
 - （エ）大学において教育に関する科目を履修して卒業した者としているもの（保健師、助産師、看護師）
- ② 専修学校設置基準 別紙のとおり

(第1-3 教員の資格要件の明確化)

教 員 の 資 格 要 件

課 目	基 準
関係法規 ・制度	<p>一 旧教員免許令（明治33年勅令第134号）に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において法律学を修めた者</p> <p>二 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業者であつて、当該大学において法律学を修めた者</p> <p>三 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条若しくは第2条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 衛生行政に3年以上の経験を有する者</p> <p>五 旧高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験又は司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者</p>
衛生管理 ・保健	<p>一 医師</p> <p>二 歯科医師</p> <p>三 薬剤師</p> <p>四 獣医師</p> <p>五 理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p>
物理・化学	<p>一 薬剤師</p> <p>二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であつて、当該学校において物理学及び化学を修めた者</p> <p>三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程（大正11年文部省令第4号）第6条第5号の規定により許可を受けた学校又は同条第7号の規定に基づく昭和15年10月文部省告示第569号（実業学校教員検定ニ関スル規程第6条第7号により無試験検定を受けることができる者の指定の件）に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であつて、当該学校又は養成所において物理学及び化学を修めた者</p> <p>四 学校教育法に基づく大学の卒業者であつて、当該大学において物理学及び化学を修めた者</p> <p>五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p>

課目	基準
文化論	<p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において美術を修めた者</p> <p>三 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者</p>
運営管理	<p>一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において経済学、経営学又は会計学を修めた者</p> <p>三 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者</p> <p>四 次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>(一) 一から三までに定める者に準ずると認められる者</p> <p>(二) 理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者</p>
技術理論・実習	<p>一 理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</p> <p>二 理容師又は美容師の免許を受けた後、9年以上実務に従事した経験のある者</p>
選択必修課目	それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者

- ※1：衛生管理、保健、文化論、運営管理、技術理論及び実習の項に規定する「実務に従事した経験」とは、理容所又は美容所において理容師又は美容師として業務に従事した経験をいうこと。
- 2：文化論及び運営管理の項に規定する「1から3までに定める者に準ずると認められる者」には、旧教科課目の社会の教員であった者が含まれるものであること。
- 3：選択必修課目の項に規定する「それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者」とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいうこと。

専修学校の教員の資格（専修学校設置基準）

<p style="text-align: center;">専門課程</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">入所資格</p> <p style="text-align: center;">高等学校 卒業生</p> </div>	<p>専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者 2 学士の学位を有する者にあつては2年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 3 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において2年以上教諭の経験のある者 4 修士の学位又は学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位を有する者 5 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
<p style="text-align: center;">高等課程</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">入所資格</p> <p style="text-align: center;">中学校卒 業者</p> </div>	<p>専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前条各号の一に該当する者 2 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者 3 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 4 学士の学位を有する者 5 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

(第1-3 教員の資格要件の明確化)

大学及び短期大学について (学校教育法抜すい)

	大 学	短 期 大 学
目 的	<p>大学は、<u>學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする。</u>(第52条)</p>	<p>大学は、第52条に掲げる目的に代えて、<u>深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることが</u>できる。(第69条の2第1項)</p>
学 部 ・ 学 科	<p>大学には学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。(第53条)</p> <p>大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。(第54条)</p>	<p>第69条第2項の大学には、第53条及び第54条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。(第69条の2第4項)</p> <p>第69条第2項の大学には、学科を置く。(第69条の2第5項)</p> <p>第69条第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。(第69条の2第6項)</p>
修 業 年 限	<p><u>大学の修業年限は、4年とする。</u>ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとする<u>ことができる。</u>(第55条第1項)</p>	<p>第69条第1項に掲げる目的をその目的とする大学は、第55条第1項の規定にかかわらず、その<u>修業年限を2年又は3年とする。</u>(第69条の2第2項)</p>
学 位	<p>大学(短期大学を除く)は、文部科学大臣の定めるところにより、<u>大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。</u>(第68条の2第1項)</p>	<p>短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し<u>短期大学士の学位を授与するものとする。</u>(第68条の2第3項)</p>

4 教員の資質の向上について

「衛生管理・保健」、「文化論」、「運営管理」及び「実習」の教員となれる者は、実務経験と併せ、(社)日本理容美容教育センターが行う研修の課程を修了した者にもその資格を付与しているが、理容師又は美容師の資質のより一層の向上を図るためには、研修内容の充実又は再研修の実施等、研修のあり方を見直す必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 教員は資格を有する者であるとともに専任教員の確保に努められたいこと。(昭和42年通知)
- ② 理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの(平成10年省令)
- ③ 厚生労働大臣の認定した研修 別紙のとおり

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P6、P80〕

- ① 講習の課程を修了した教員の資質について、「十分である」養成施設は191件(53.8%)、「不十分である」は31件(8.7%)
- ② 「不十分である」は31件のうち、「再講習の実施」は6件(19.4%)、「講習の延長」は6件(19.4%)、「講習の見直し」は3件(9.7%)

【検討の方向】

教員の資質の向上を図るため、以下の項目等について検討を進めてはどうか。

- ① 教員の資格認定研修の見直し
技術理論・実習の時間数が、他の課目と比較して短いため、時間数を拡大する。
- ② 教員の資格基準の見直し
実務経験年数を3年から4年に引き上げ、養成施設の修業年限と合わせ6年とし、専修学校設置基準の教員資格と同等の資質に引き上げる。
- ③ 再研修の実施
現行の研修は教員の資格を満たすための研修であることから、恒常的な資質を確保するため、一定期間経過後に研修を行う。
- ④ 選択必修科目等の教員研修の実施
エステティック施術による健康危害が度々発生していること等から、選択必修科目等の教員についても、研修を行う。

(第1-4 教員の資質の向上について)

教 員 の 資 格 要 件

課 目	基 準
関係法規 ・制度	一 旧教員免許令(明治33年勅令第134号)に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において法律学を修めた者 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の卒業者であって、当該大学において法律学を修めた者 三 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条又は教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)第1条若しくは第2条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 衛生行政に3年以上の経験を有する者 五 旧高等試験令(昭和4年勅令第15号)による高等試験又は司法試験法(昭和24年法律第140号)による司法試験に合格した者
衛生管理 ・保健	一 医師 二 歯科医師 三 薬剤師 四 獣医師 五 <u>理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</u>
物理・化学	一 薬剤師 二 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において物理学及び化学を修めた者 三 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程(大正11年文部省令第4号)第6条第5号の規定により許可を受けた学校又は同条第7号の規定に基づく昭和15年10月文部省告示第569号(実業学校教員検定ニ関スル規程第6条第7号により無試験検定を受けることができる者の指定の件)に掲げる学校若しくは養成所の卒業者であって、当該学校又は養成所において物理学及び化学を修めた者 四 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において物理学及び化学を修めた者 五 教育職員免許法第五条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の理科の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者

課目	基準
文化論	一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により、指定又は許可を受けた学校の卒業者であって当該学校において美術を修めた者 二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において美術を修めた者 三 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により高等学校若しくは中学校の美術の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 <u>次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</u> (一) <u>一から三までに定める者に準ずると認められる者</u> (二) <u>理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者</u>
運営管理	一 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において経済学、経営学又は会計学を修めた者 二 学校教育法に基づく大学の卒業者であって、当該大学において経済学、経営学又は会計学を修めた者 三 教育職員免許法第5条又は教育職員免許法施行法第1条若しくは第2条の規定により、高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者 四 <u>次の各号のいずれかに該当する者であって、厚生労働大臣が認定した研修の課程を修了したもの</u> (一) <u>一から三までに定める者に準ずると認められる者</u> (二) <u>理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者</u>
技術理論・実習	一 <u>理容師又は美容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの</u> 二 理容師又は美容師の免許を受けた後、9年以上実務に従事した経験のある者
選択必修課目	それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者

- ※1：衛生管理、保健、文化論、運営管理、技術理論及び実習の項に規定する「実務に従事した経験」とは、理容所又は美容所において理容師又は美容師として業務に従事した経験をいうこと。
- 2：文化論及び運営管理の項に規定する「1から3までに定める者に準ずると認められる者」には、旧教科課目の社会の教員であった者が含まれるものであること。
- 3：選択必修課目の項に規定する「それぞれの課目を教授するのに適当と認められる者」とは、その担当課目に応じ、それぞれ専門的な知識、技能を有する者をいうこと。

(第1-4 教員の資質の向上)

平成19年度 教員資格認定に係る研修会の実施状況

課 目	保 健	衛生管理	文化論	運営管理	技術理論・実習	
					理 容	美 容
実施時期	9月13～21日	8月13日 ～9月5日	7月2～12日	10月9～18日	10月1～5日	8月27～31日
研修時間	110時間	100時間	70時間	60時間	40時間	40時間
研修内容	①教育理論・技術・方法 ②関係法規・制度 ③医学概論 ④人体の構造及び機能 ⑤医学概論 ⑥皮膚化学	①教育理論・技術・方法 ②関係法規・制度 ③公衆衛生 ④環境衛生 ⑤感染症 ⑥衛生管理技術	①教育理論・技術・方法 ②日本の理容業・美容業の歴史 ③ファッション文化史 ④理容・美容の心理 ⑤顔の美しさ ⑥理容・美容と色彩 ⑦礼装の種類 ⑧理容・美容とデザイン	①教育理論・技術・方法 ②マーケティング ③接客法 ④経営管理 ⑤健康管理 ⑥労務管理	①教育理論・技術・方法 ②パーマンとセット ③ヘアカラーリング ④理容技術の基礎、設備、用具 ⑤ヘアデザイン・カット イング・セッティング・実習 ⑥理容クリニック・実習 ⑦シャンプーイング・リ ンシング ⑧理容マッサージ・実習 ⑨メンズウィッグ ⑩シェービング・実習 ⑪理容エステティック・実習 ⑫スカルプトリートメント・ヘアトリートメント・実習	①教育理論・技術・方法 ②メイクアップ ③ヘアカラーリング ④エステティック ⑤美容用具 ⑥ヘアカッティング・セッティング ⑦ネイルケア ⑧ヘアシャンプー・トリートメント・パーマントウエーブ用剤 ⑨日本髪・和装着付け ⑩ヘアシャンプーイング・パーマントウエーブ ング
研修場所	(社) 日本理容美容教育センター					新宿ワシントンホテル
18年度受講修了者数	52人	51人	59人	46人	19人	171人

第2 生徒に関すること

1 学則に規定された入所時期以降の生徒の募集

一学年の定員に満たない養成施設においては、4月以降においても、HP等において新規入所者の募集を継続していることから、適切な教授が行われていないおそれがあるため、学則で定めた入所月以降の入学は認めないようにする必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 養成施設は、入所時期を明示した学則を定めること。〈平成10年通知〉
- ② 修業期間は、昼間課程又は夜間課程は2年、通信課程は3年とする。〈平成10年省令、通知〉

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P7、P81〕

- ① 指導状況
入所時期以降、「入学させないよう指導」している厚生局6件(75.0%)、都道府県6件(28.6%)
- ② 養成施設の状況
ア 「入学式以降も入学を認める」は75件(21.8%)、「認めない」は286件(75.5%)
イ 「入学式以降も入学を認める」75件のうち、「1か月後まで入所を認めている」は43件(57.3%)、「2か月後まで入所を認めている」は3施設(4.0%)
ウ 18年秋・19年春の入学式以降の入所者は、「1～2人」が14件(18.7%)、「6～10人」が1件(1.3%)
エ 補習を「実施する」は191件(53.8%)、「実施しない」は27件(7.6%)

【ポイント】

少子化等から、学年定員に満たない養成施設もあることから、例えば5月以降でも、補習等を行うことにより、入所を認める余地はあるか。

【検討の方向】

入学時期は学則に明示した月とし、中途入学を行わない等の厳正な措置をとる旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
ア 入学時期について厳正な措置をとり、かつ、中途入学を行わないこととしているもの(あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士)
イ 入学は学年の初め行うこととし、学則に基づき厳正に行うこととしているもの(歯科衛生士、歯科技工士)
ウ 入学時期を4月又は10月と規定しているもの(管理栄養士、調理師)
- ② 専修学校設置基準
専修学校の学年の始期及び終期は、校長が定める。

2 卒業の認定に必要な出席時間数について

卒業に認定にあたっては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる者は、卒業を認定しなければならないとしているが、養成施設の裁量で履修を認定できることとなるため、出席日数及び方法等の具体的な規定を定める必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 施設長は卒業の認定を行なう場合は、修業期間、履修単位（各教科課目別の法定授業時間数）以上に不足がないかどうかを十分検討するとともに学習評価を行ない慎重に認定を行なうこと。（昭和41通知）
- ② 各養成施設は、卒業までに履修すべき教科課目及びその授業時間などに関する事項を定めるものとする。（平成10年通知）
- ③ 必修科目の課目ごとの授業時間数は、通知で定められた授業時間数を標準に、卒業の基準を設定する。（平成10年通知）
- ④ 通信課程にあっては添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準に、卒業の基準を設定する。（平成10年通知）
- ⑤ 各養成施設においては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。（平成10年通知）
（詳細は別紙のとおり）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P9、P82〕

- ① 指導状況
卒業に対する「指導を実施している」厚生局は4件（50.0%）、都道府県は6件（28.6%）
- ② 養成施設の状況
 - a 卒業を認めるための生徒が履修すべき授業時間数は、「総授業時間数と同時間の履修が必要」75.5%、「学則で定めた総授業時間数を下回った場合でも試験等の成績考査により卒業を認める」10.3%
 - b 授業時間数以外の基準では、「具体的な数値の基準（定量的基準）を定めている」が283件（79.7%）、「具体的な数値はない基準（定性的基準）を定めている」が38件（10.7%）
 - c 「定性的基準」283件のうち、「試験で60点以上」が173件（61.1%）

【ポイント】

卒業に必要な具体的な出席日数を「何日」又は「○分の○」とするか。

【検討の方向】

卒業に当たっては、各養成施設における教育計画等に従って、できる限り数値化した基準を定めるとともに、必要となる出席日数については、指定規則で定めた各教科課目の時間数の3分の2に満たない者（実習にあっては5分の4）に満たない者は、当該課目の履修を認定しないことを追加する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 養成施設の修了認定（昭和31年通知）

養成施設の修了認定については、各養成施設において適正な基準と公平な判断により実施すべきものであることは当然であるが、この認定について従来ややともすれば不適正な実施がみられる点もあるので、特に理容師、美容師試験の施行との関連を考慮し、その正しい運用を図るよう指導されたいこと。

② 他資格制度 別紙のとおり

③ 専修学校

ア 専修学校は、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものとする。（学校教育法）

一 修業年限が1年以上であること。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時40人以上であること。

イ 専修学校の授業時数は、学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とする。

前項の規定にかかわらず、夜間学科等にあつては、当該夜間学科等に係る修業年限に応じて前項の授業時数を減ずるものとする。ただし、この場合において1年間の授業時数は、450時間を下ることができない。（専修学校設置基準）

(第2-2 卒業の認定に必要な出席時間数)

教科課目の概要

課目	時間	内 容
必修課目	1,400時間	
関係法規・制度	30時間	衛生行政、理容師法（理容）、美容師法（美容）、その他の関係法規
衛生管理	90時間	公衆衛生概説、感染症、環境衛生、衛生管理技術
保健	120時間	人体の構造及び機能、皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能、皮膚及び付属器官の保健衛生、皮膚及び付属器官の疾患
物理・化学	90時間	物理、化粧品化学
文化論	90時間	文化史、デザイン、服飾
技術理論	120時間	器具の取扱い、基礎技術、頭部技術、顔面技術（理容）、特殊技術、和装技術（美容）
運営管理	60時間	経営戦略、経営管理、労務管理、接客法
実習	800時間	器具の取扱実習、基礎技術実習、頭部技術実習、顔面技術実習（理容）、特殊技術実習、和装技術実習（美容）、総合実習
選択必修課目	600時間	
一般教養課目	1科目15時間以上	（課目の例）日本語、外国語、保健体育、情報技術、社会福祉、芸術、日本文化 等
専門教育科目	1科目60時間以上	（課目の例）エステティック技術、カウンセリング、食品保健・栄養理論、モード理論、総合技術 等
合 計	2,000時間	

(第2-2 卒業の認定に必要な出席時間数)

他の資格制度における卒業又は進級の認定基準

		認 定 基 準
衛生 関係	管理栄養士 調理師	卒業を認めるに当たって、学力が十分であることを確かめる具体的な方法がとられていること
	調理師	学習の評価及び課程修了の認定（各教科課目の授業時間数の3分の2以上の出席があり、その学習が満点の6割以上の者）された者は、所定教科課目及び所要時間数を履修した者として卒業させてよい
医 療 関 係	救急救命士 言語聴覚士	学生の出欠状況を確実に把握し、出席状況の不良な者（例えば欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超える者）については、進級又は卒業を認めない
	歯科衛生士 歯科技工士	成績の評価基準が明確であること、欠席日数が当該学年の授業日数の3分の1を超えるときは、進級又は卒業を認めないこと、欠席日数が3分の1以内であっても各学科及び実習の出席時間数が指定規則の時間数に満たない者については必要な補習を行った上進級又は卒業を認めること。
	保健師・助産師・看護師	学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めないこと。
	あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、理学療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士	とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする
福 祉 関 係	社会福祉士	現場実習の出席時間数が指定規則の時間数の5分の4に満たない者及びその他の課目が指定規則の時間数の3分の2に満たない者については、当該課目の履修を認定しないこと。
	介護福祉士	現場実習の出席時間数が指定規則の時間数の5分の4に満たない者及びその他の課目が指定規則の時間数の3分の2に満たない者については、当該課目の履修を認定しないこと。 各課目の履修の認定は、修了試験等の方法により、必要な知識、技能を修得したことを確認し行うこと。

3 昼間課程と夜間課程又は通信課程等の転入について

養成施設内における昼間課程から夜間課程又は通信課程、又は、夜間課程又は通信課程から昼間課程への転入について、カリキュラム上支障のない範囲で認められるよう明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

養成施設内の課程間の転入についての規定はない。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P11、P84〕

① 指導状況

「認めないよう指導している」厚生局2件(25.0%)、都道府県3県(14.3%)

② 養成施設の状況

ア 「転入を認める」78件(20.6%)、「認めてない」175件(46.2%)

イ 「転入を認めている」78件のうち、「条件あり」は35件(44.9%)、「条件なし」は43件(55.1%)

ウ 「認めてない」175件の理由は、「履修科目が異なる」が43件(24.6%)、「履修時間が異なる」が41件(23.4%)

エ 年度平均の転入者は、「昼間課程から夜間・通信課程へ」が26件(33.3%)、「夜間・通信課程から昼間課程へ」が7件(9.9%)

【ポイント】

昼間課程から夜間課程又は通信課程への転入は問題がないと思われるが、通信課程から昼間課程又は夜間課程への転入については、カリキュラム上、教育に支障が生じることはないか。

【検討の方向】

「就学期間内に必要な教科課目を履修できること」を前提にし、昼間課程と夜間課程又は通信課程の転入等、課程間の転入を認めることができる旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 他資格制度

規定はない。

② 専修学校

専修学校の学科間の転入については、学校において判断する。

4 通信課程の入所者について

(1) 通信課程の入所者に対する地域の限定について

通信課程に入所する生徒については、生徒を募集する地域に制限をかけていないことから全国から募集を行い、その結果、面接授業が適正に実施されていないとの意見もあることから、通信課程における生徒の募集に当たっては、入所できる生徒の地域を限定する必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 指定を受けようとする養成施設の設立者で、通信課程を設ける養成施設にあつては、通信養成を行う地域（例：〇〇県全域）を申請書に記載しなければならない。（平成10年省令・通知）
- ② 生徒を募集する地域を限定する規定はない。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P13、P86〕

- ① 指導状況
「養成施設又は面接授業を実施している場所の近隣の都道府県に地域を限定する」よう指導している厚生局7件（87.5%）、都道府県9件（42.9%）
- ② 養成施設の状況
ア 「地域を限定」は159件（60.7%）、「地域を限定していない」86件（32.8%）
イ 面接授業の実施場所は、「養成施設の校舎」214件（81.7%）、「都道府県内数か所」6件（2.3%）、「近隣の都道府県」4件（1.5%）

【ポイント】

地域を限定することにより、通信課程に入所できない者が出るおそれはないか。

【検討の方向】

通信課程の入所者は、面接授業の受講にあたって通学等に負担のない範囲（面接授業場所に隣接する都道府県）に限定する旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 面接授業の実施場所
面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他の面接授業を行う場所として適当と認められる場所であること。（昭和30年、平成10年通知）
ア 通信課程のない都道府県に住所のある生徒が、他都道府県の養成施設に在籍している場合であつて、当該養成施設で面接授業を実施することが、当該生徒の時間的及び経済的に著しく不適當と認められるとき。
イ 生徒の住所を有する都道府県に通信課程があつても、定員からやむなく相当数の生徒が他都道府県の通信課程に在籍しているとき。
ウ 山間僻地その他交通至難の地に住所を有している生徒が、当該養成施設の校舎で面接授業を受けることが時間的及び経済的に著しく不適當であると認められるとき。
- ② 通信課程の面接指導（昭和41年通知）
通信課程の面接指導を実施せず卒業させることなく、面接指導は必ず実施すること。
- ③ 専修学校
専修学校において通信課程は認められていないため、規定はない。

(2) 通信課程の入所時期について

通信課程の入所時期は、多くの養成施設が運用上で10月としているが、学校卒業時から通信課程に入所を希望する者もいるとのことから、4月入所も認める必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 入所時期は養成施設の実情に応じて定めることは差し支えないが、年2回に入所させる場合にあつても、学習管理上同時に授業を行なう場合の1教室の生徒は50人を標準とすること。〈昭和41年通知〉
- ② 養成施設は、入所時期を明示した学則を定めることとしている〈平成10年通知〉が、具体的な入所月の規定はない。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P14、P87〕

- ① 入所時期は、「10月」245件 (93.9%)、「4月」6件 (2.3%)、「10月及び4月」2件 (0.8%)
- ② 入所時期を「10月に限定するべき」116件 (44.3%)、「4月入所も認める」19件 (7.3%)、「養成施設の判断に任せるべき」127件 (48.5%)
- ③ 「10月に限定するべき」116件の理由は、「昼間課程と事務処理を重複できない」が34件 (29.3%)
- ④ 「4月入所も認める」19件の理由は、「高校等の卒業が3月」、「高校卒業から空白の時間の回避」、「入所機会の拡大」がそれぞれ3件 (15.8%)

【ポイント】

- ① 多くに養成施設が運用上10月入所としている。(10月としている理由は不明)
- ② 入所時期を限定する必要があるか。
- ③ 限定しない場合、学則に規定すればいつでも入所させられるのか。

【検討の方向】

入所時期は養成施設の考えに基づく学則に明示した時期とすることとし、現行のままとする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 専修学校
専修学校において通信課程は認められていないため、規定はない。

5 養成施設又は法人が廃止された場合の学籍簿等の承継について

少子化等の事由に伴い入所者の減少が見込まれる中、今後、養成施設の廃止が想定されることから、当該養成施設を卒業した後、一定期間後に国家試験を受験する者の卒業証明書を取得することを考慮し、廃止された養成施設の学籍簿等の承継の方法等を規定する必要があるのではないか。

【現行制度】

学籍簿等の承継及び保管に関する規定はない。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P15、P89〕

① 指導状況

ア 「同系列の養成施設で保管する」よう指導している厚生局4件(50.0%)、都道府県9件(42.9%)

イ 承継する法人が存在しない場合は、厚生局では5件(62.5%)が「都道府県で保管」、都道府県では12件(57.1%)が「厚生局で保管」

② 保管については、4件(50.0%)の厚生局が「不可能」

③ 「不可能」4件の理由は、「個人情報」、「保管場所が困難」等

【ポイント】

① 養成施設又は養成施設を設置する法人等が廃止された場合、学籍簿等を誰が保管することが適切か。

ア 養成施設の設置者

イ 養成施設の指定を行った厚生労働大臣

ウ 学校法人の指定を行った都道府県知事(ただし、学校法人以外の設置者は要検討)

エ 養成施設の設置者で構成されている協議会 等

② 都道府県知事又は厚生労働大臣が履修認定の責任を負うことができるか等、検討が必要。

【検討の方向】

以下について明確にする方向で検討を進めてはどうか。

① 学籍簿等の保管者の明確化

養成課程の一部を廃止し又は養成施設の廃止しようとする場合における承認申請書の記載事項に「学籍簿等の保管者」を追加する。

② 承継する場合のルール of 明確化

ア 養成課程の一部を廃止した場合は、当該養成課程に入所していた生徒に関する学籍簿等について、当該養成施設において保管すること。

イ 養成施設を廃止した場合は、当該養成施設を設置した法人等において、保管すること。

ウ 養成施設を設置した法人が解散する場合は、上記ポイント①のイ、ウ及びエのいずれかにおいて保管すること。

【参考】

① 理容師試験、美容師試験

ア 理容師試験又は美容師試験は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。(昭和22、32年法)

イ 試験を受けようとする者は、受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

ウ 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 指定を受けた理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書

二 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦5センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

三 筆記試験又は実技試験の免除を申請する者にあつては、該当する者であることを証する書類

② 他資格制度

学籍簿等の保管に関する規定はない。

③ 専修学校

学籍簿等の保管に関する規定はない。

第3 授業に関すること

1 授業時間数の「標準」の取扱いについて

養成施設は、各科目ごとに規定された授業時間数を標準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な授業時間数を定めているが、教育の質を確保する観点から、最低限履修しなければならない授業時間数を規定する必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 教科課程の全国的均衡を図るため、必修の教科課程の科目別授業時間数を定めることとしたこと。〈昭和31年旧省令・通知〉
- ② 各養成施設においては、それぞれの教科課程ごとの授業時間数を標準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な授業時間数を定めるものとする。〈平成10年通知〉（各教科課程ごとの授業時間数は別紙のとおり）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P16、P90〕

- ① 指導状況
 - ア 「2,000時間を下回らないよう指導」している厚生局5件(62.5%)、都道府県9件(42.9%)
 - イ 「10%まで下回ってもよい」としている厚生局2件(25.0%)、都道府県は1件(4.8%)
 - ウ 「20%まで下回ってもよい」と指導している都道府県は2件(9.5%)
- ② 養成施設の状況
 - ア 総授業時間数でみると、「2,000時間を上回っている」276件(77.7%)、「2,000時間と同時間」72件(20.3%)、「2,000時間を下回っている」養成施設はない。
 - イ 科目別にみると、「実習」及び「選択必修」以外の課目で1件(0.3%)が2,000時間を下まわっている。

【ポイント】

- ① 各養成施設が独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な標準的な授業時間数を定めているところであり、それを制限することは問題はないか。
- ② 各養成施設が独自に設定する教育計画及び教育目標があるため、規定された各教科課程の授業時間数を下限とするのではなく、例えば10%減の時間数を下限する余地はあるか。

【検討の方向】

教育の質を確保するために、現行の授業時間数以上履修しなければならない旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 規定創設の考え方
見直し検討会において、従前の規定を踏襲し、各教科課程ごとに授業時間数を「〇〇時間以上」として議論されていたが、最終的な考え方として、「ゆとりある学習が可能となるように」及び「養成施設は、その学習・目標に従って、適切な授業時間を設定する」という観点から、標準的な時間配分とされた。
- ② 他資格制度
規定した時間数以上としているもの

(管理栄養士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、調理師)

③ 専修学校

学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とすること。(専修学校設置基準)

④ 各種学校

修業期間が1年以上の場合には、1年間にわたり680時間以上とすること。(各種学校設置基準)

(第3-1 授業時間数の「標準」の取扱い)

教 科 課 目

課 目	時 間	内 容
必修課目	1,400時間	
関係法規・制度	30時間	衛生行政、理容師法（理容）、美容師法（美容）、その他の関係法規
衛生管理	90時間	公衆衛生概説、感染症、環境衛生、衛生管理技術
保健	120時間	人体の構造及び機能、皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能、皮膚及び付属器官の保健衛生、皮膚及び付属器官の疾患
物理・化学	90時間	物理、化粧品化学
文化論	90時間	文化史、デザイン、服飾
技術理論	120時間	器具の取扱い、基礎技術、頭部技術、顔面技術（理容）、特殊技術、和装技術（美容）、
運営管理	60時間	経営戦略、経営管理、労務管理、接客法
実習	800時間	器具の取扱実習、基礎技術実習、頭部技術実習、顔面技術実習（理容）、特殊技術実習、和装技術実習（美容）、総合実習
選択必修課目	600時間	
一般教養課目	1科目15時間以上	（課目の例）日本語、外国語、保健体育、情報技術、社会福祉、芸術、日本文化 等
専門教育科目	1科目60時間以上	（課目の例）エステティック技術、カウンセリング、食品保健・栄養理論、モード理論、総合技術 等
合 計	2,000時間	

2 単位制の導入について

授業時間数について、単位制を導入してはどうか。

【現行制度】

① 必修科目

授業の1単位時間は50分を標準とし、教科科目の特質等に応じて、実施形態を工夫することができる。ただし、実習の授業時間については、原則として、1回当たり2単位時間を配当するものとする。

② 選択必修科目

選択必修科目の授業時間等を単位に換算する場合には、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって単位数に換算するものとする。

a 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

b 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

c 授業の1単位時間は、50分を標準とし、教科科目の特質等に応じて、授業の形態を工夫することができる。

③ 通信課程

通信課程を設ける養成施設においては、選択必修科目について、合計600時間（授業時間等を単位に換算する場合には、20単位）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各教科科目の内容等に応じて適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。（平成10年通知）

【ポイント】

規定されている授業時間数自体を単位で整理する必要があるか。

【検討の方向】

現在の規定においても、教科科目の特質等に応じて実施形態を工夫した上で、養成施設が単位を定められるが、単位制を導入する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 他資格制度

ア 単位制で実施しているもの

（管理栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、理学療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、救急救命士、）

イ 時間数で実施しているもの

（調理師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）

② 専修学校

ア 専修学校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

（ア）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。

（イ）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもって1単位とすることができる。

イ 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

3 養成施設内で行う実習について

(1) モデルの範囲について

養成施設内で行う理容・美容実習(実務実習を除く。)のモデルは、昭和31年通知により、その対象を生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等としているが、現状を踏まえ、廃止する必要があるのではないか。

併せて、生計困難者以外の者を対象とした場合のモデルの範囲(モデルウィッグ、生徒間の相モデル、友人、家族又は第三者等)を明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】(詳細は別紙のとおり)

- ① 外部のものを対象とする実習のモデルは、生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等とする。(昭和30・31年通知)
- ② 実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。(平成10年省令)
- ③ 実習(実務実習を除く。)のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと。(平成10年通知)

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P17、P92〕

- ① 指導状況
 - ア 「モデルウィッグ」と指導している厚生局8件(100.0%)、都道府県は16件(76.2%)
 - イ 「相モデル」と指導している厚生局8件(100.0%)、都道府県16県(76.2%)
 - ウ 「生計困難者」を対象とするよう指導している厚生局5件(62.5%)、都道府県5県(23.8%)
 - エ 「その他」としている厚生局1件(12.5%)は「親又は兄弟」
- ② 養成施設の状況
 - ア 「モデルウィッグ」323件(91.0%)、「相モデル」210件(59.2%)、「生計困難者」6件(1.7%)、「その他」34件(9.6%)
 - イ 「その他」34件の主なものは、「学生の家族・親類」、「教職員」がそれぞれ11件(32.4%)

【ポイント】

- ① 対象とする場合のモデルの範囲をどこまでとするか。
- ② 「一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切の取り扱うこと」を更に詳細に明示する必要があるか。

【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 生計困難者等を対象とする「理容師(美容師)養成施設のモデルの取扱について(昭和31年12月19日衛環発第57号厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知)」は廃止する。
- ② 不特定多数の者をモデルとする等の行為を行わないよう、原則として生計困難者及び生徒間の相モデルとし、一般営業と厳に区別する旨を明確にする。

【参考】

- ① 外部のものをモデルとして取扱う場所
外来のものをモデルとして取扱う場所は、当該養成施設内に限るものとする。ただし施設に入所している者が身体的状況等により養成施設に出向くことができない万やむを得ない事情があるときに限り例外的に、生活保護法の保護施設、身体障害者福祉法の身体障害者更生援護施設及び児童福祉法の児童福祉施設に赴いて行うことができること。(昭和31年通知)

(3-3 (1) 実習におけるモデルの範囲)

実習のモデルに関する規定 (抜すい)

理容師美容師法の一部を改正する法律等の施行について (昭和30年10月3日厚生省発衛第324号厚生省公衆衛生局長通知)

4 養成施設の指定及び運営に関する事項

- (3) 実習のモデルの範囲及びその者から徴収する料金は、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう考慮を払う趣旨により改正されたものであるため、その対象については生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等とし、その料金については実習に要する実費程度の範囲において承認を与えるようされたいこと

理容師 (美容師) 養成施設のモデルの取扱について (昭和31年12月19日衛発第 57号厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知)

一 実習のモデルの範囲

外部のものを対象とする実習のモデルは、生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける者等とされておるがその具体的範囲は左のとおりとすること。

- 1 生活保護法にいう被保護者又は要保護者
- 2 生活保護法第38条の保護施設を利用し又は入所している者
- 3 身体障害者福祉法第5条の身体障害者更生援護施設を利用し又は入所している者
- 4 児童福祉法第7条の児童福祉施設に措置児童 (母子寮に入所する母子世帯を含む。) として利用し又は入所している者
- 5 その他社会福祉事業法の対象となる生計困難者及び世帯更生運動の対象となる生計困難者。ただし、この場合生計困難者の内容が極めて抽象的になるおそれがあるので、各都道府県においては具体的に民生委員の推せんに基づいたものを受け付けさせるとか、その他範囲を限定する適当な方法を講じさせること。

五 その他

一に掲げたような対象者が現存しないときは、モデルは生徒相互間において、あるいはその他の器材等を用いて行うようにすること。

理容師養成施設指定規則 (平成10年厚生省令第5号)・美容師養成施設指定規則 (平成10年厚生省令第8号)

(理容師養成施設の指定基準)

第4条 法第3条第3項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 昼間課程に係る基準
- ニ 美容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。
- 二 夜間課程に係る基準
- イ 前号 (へを除く。) に該当するものであること。
- 三 通信課程に係る基準
- イ 第1号のイ、ハ (標準授業時間数に係る基準を除く。)、ニ、ト、ヨ及びタに該当するものであること。

(美容師養成施設の指定基準)

第3条 法第4条第3項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 昼間課程に係る基準
- ニ 美容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。
- 二 夜間課程に係る基準
- イ 前号 (へを除く。) に該当するものであること。
- 三 通信課程に係る基準
- イ 第1号のイ、ハ (標準授業時間数に係る基準を除く。)、ニ、ト、ヨ及びタに該当するものであること。

理容師養成施設・美容師養成施設の指導要領について (平成10年2月3日生衛発第132・133号厚生省生活衛生局長通知)

別紙 理容師養成施設・美容師養成施設指導要領

第5 授業に関する事項

- 2 理容及び美容実習 (実務実習を除く。) のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと。

(第3-3 (1) 実習におけるモデルの範囲)

理容実習及び美容実習の内容

	理 容 実 習	美 容 実 習
器具の取扱実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法 2 用途に適した理容器具の選択方法についての理解及び実践能力 	<ol style="list-style-type: none"> 1 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法 2 用途に適した美容器具の選択方法についての理解及び実践能力
基礎技術実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要の基本動作 2 施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置 3 器具の消毒についての重要性の認識、適正な方法での実施の習慣づけ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要の基本動作 2 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置 3 器具の消毒についての重要性の認識、適正な方法での実施の習慣づけ
頭部技術実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 カット、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術 2 使用する器具の毎回の消毒 	<ol style="list-style-type: none"> 1 スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカット、パーマ・ウェービング、ヘアセッティング、マニキュア・ウェービングなどの基本的な頭部技術 2 使用する器具の毎回の消毒
顔面技術実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 シェービング、その他の基本的な顔面処理技術 2 かみそりなどの器具の毎回の消毒 	—
特殊技術実習	美顔術、染毛技術など理容の特殊技術	ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなど美容の特殊技術
和装技術実習	—	日本髪、結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術
総合実習	頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるための総合的な技術	頭部、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるための総合的な技術

(2) モデルを使用した実習の開始時期について

養成施設内で行われるモデルを使用して行う理容・美容実習（実務実習を含む。）の時期は、入所後概ね6か月を経過してからとしているが、理容・美容技術理論の学習状況及び生徒の技術習得状況、又は、着付け等人体に影響を及ぼさないと考えられるものを考慮した上で、入所後でもモデルを使用した実習を行えるようにする必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① モデルを使用して行う理容・美容実習（実務実習を含む。）の時期は、入学後概ね6か月を経過してからとする。（昭和31年・平成10年通知）

【調査の概要】〔資料2〕調査結果P19、P93〕

- ① 実習の開始時期を「早める必要がある」196件（55.2%）、「早める必要はない」143件（40.3%）
- ② 「早める必要がある」196件の理由は、「実務を経験する必要がある」が34件（17.3%）
- ③ 早めたい課目は、「シャンプー」68件（36.0%）、「着付け」36件（19.0%）、「メイク」33件（17.5%）、「ネイル」30件（15.9%）
- ④ 「早める必要はない」143件の理由は、「基礎的技術を修得してから」25件（17.5%）、「理論を学んでから」19件（13.3%）

【ポイント】

- ① 入所後、速やかにモデルを使用した実習を行う必要があるか。
- ② モデルを使用する実習の開始時期を緩和した場合、その実習内容を制限する必要があるか。例えば、
 - ア 人体に影響を及ぼさないもの
 - イ 単独で行った場合、理容又は美容の業とされない「着付け」又は「ネイル」

【検討の方向】

「技術理論の学習状況及び生徒の技術習得状況を考慮した上で行う」ことを前提とし、モデルを使用した実習は6か月以降とする（現行制度のまま）方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 養成施設が外部のものをモデルとして取扱う時間等（昭和31年課長通知）
養成施設が外部のものをモデルとして取扱う時間等は、養成施設の規模にも差異のあることとして一率には定め難いから、各都道府県において、養成施設側及び業界側の意見を十分聴取の上、個々の養成施設について、取扱う時間あるいは取扱う日等の規則をさせるよう指導に当ること。

4 実務実習のあり方について

(1) 適切な実務実習時間について

現在の養成課程における理容・美容技術のみでは、理容所又は美容所において即戦力にならないとの意見もあることから、入所期間内に実践的な技術を取得させるため、理容所又は美容所で行うことができる実務実習の1年間又は1日の時間数の上限を引き上げる必要があるのではないか。

【現行制度】

実務実習は、

- ① 1日あたり2時間（実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所・美容所の営業状況を勘案して、実務実習の時間が2時間を超える時間を設けることが、その学習に効果的、かつ、有益であると認められる場合は、1日あたり4時間を限度として行うことができる。）、
- ② 年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所又は美容所の従業者である生徒に対しては20時間）

を超えない範囲で行うものとする。（平成10年通知）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P21、P95〕

① 実施状況

ア 実務実習を「実施している」養成施設は34.6%

イ 年間時間数

(ア) 「51時間～60時間」44件 (19.2%)、「11～20時間」37件 (16.2%)、「31～40時間」31件 (13.5%)、「21～30時間」30件 (13.1%)、「1～10時間」30件 (12.1%)

(イ) 「61時間以上」が39件 (17.0%)

ウ 1日当たり時間数

(ア) 養成施設

a 「4時間」95件 (52.8%)、「2時間」19件 (10.6%)、「3時間」12件 (6.7%)

b 「4時間以上」が50件 (28.9%)

(イ) 理容所・美容所

a 「4時間」132件 (37.9%)、「2時間」31件 (8.9%)、「3時間」22件 (6.3%)。

b 「4時間以上」122件 (35.1%)

② 時間数の拡大

ア 年間

(ア) 養成施設

a 「拡大する必要がある」39件 (21.7%)、「拡大する必要がない」51件 (28.3%)、「どちらとも言えない」90件 (50.0%)

b 「拡大する必要がある」39件の理由は、「経験力・実践力」が16件 (41.0%)

c 「拡大する必要がない」51件の理由は、「現状で十分」が12件 (23.5%)

(イ) 理容所・美容所

a 「拡大する必要がある」70件 (20.1%)、「拡大する必要がない」75件 (21.6%)、「どちらとも言えない」175件 (50.3%)

b 「拡大する必要がある」70件の理由は、「十分に指導する時間が足りない」が16件 (22.9%)

c 「拡大する必要がない」75件の理由は、「60時間で十分」18件 (24.0%)

イ 1日当たり

(ア) 養成施設

a 「拡大する必要がある」87件(48.3%)、「拡大する必要がない」28件(15.6%)、「どちらとも言えない」65件(36.1%)

b 「拡大する必要がある」87件の理由は、「1日の流れを把握する必要がある」が30件(34.5%)

c 「拡大する必要がない」28件の理由は、「現状で十分」が6件(28.6%)

(イ) 理容所・美容所

a 「拡大する必要がある」114件(32.8%)、「拡大する必要がない」56件(16.1%)、「どちらとも言えない」148件(42.5%)

b 「拡大する必要がある」114件の理由は、「十分な指導ができない」が37件(32.5%)

c 「拡大する必要がない」56件の理由は、「現行時間で十分」が10件(17.9%)

【ポイント】

- ① 「1日当たり」及び「年間」の実習時間を何時間とすれば、実践能力を身につけることが可能か。
- ② 通信課程の生徒の実務実習時間について、昼間課程と同程度の時間数とすることがきでるか。
- ③ 実務実習の必要性が鑑みれば、最低時間を設けるべきではないか。
- ④ すべての養成施設で実務実習を義務付ける必要があるか。
- ⑤ 平成7年の改正により、形骸化したことを理由に実地修練を廃止し、養成施設内で行うこととされた考え方に逆行しないか。

【検討の方向】

生徒の習熟状況に応じた実施計画に基づき実務実習を実施することを基本とし、即戦力となる理容師又は美容師を養成するため、実務実習時間を拡大する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 規定創設の考え方

ア 教科課程見直し検討会において、連続あるいは断続的に最低2週間から最大15週間分にあたる時間を学校が設定する旨の意見が出され、その後の検討会において、事務局より1日当たり5時間、合計300時間を超えない範囲で行うものとする旨の提案がなされた。

イ その後の制度見直し検討会において、詳細な議論の内容は不明だが、最終的に事務局より提示した1日当たり2時間、年間60時間を超えない範囲で行うとされた。

ウ 1日当たりの時間については、4時間程度あったほうがよいとの意見が出された。

② 他資格制度 別紙のとおり

③ 専修学校

ア 専修学校(高等課程及び専門課程)においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修(高等課程)、生徒が行う大学又は短期大学における学修(高等課程)その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該課程における授業科目の履修とみなすことができる。(専修学校設置基準)

イ アの文部科学大臣が別に定める学修は、次に掲げる学習とする。

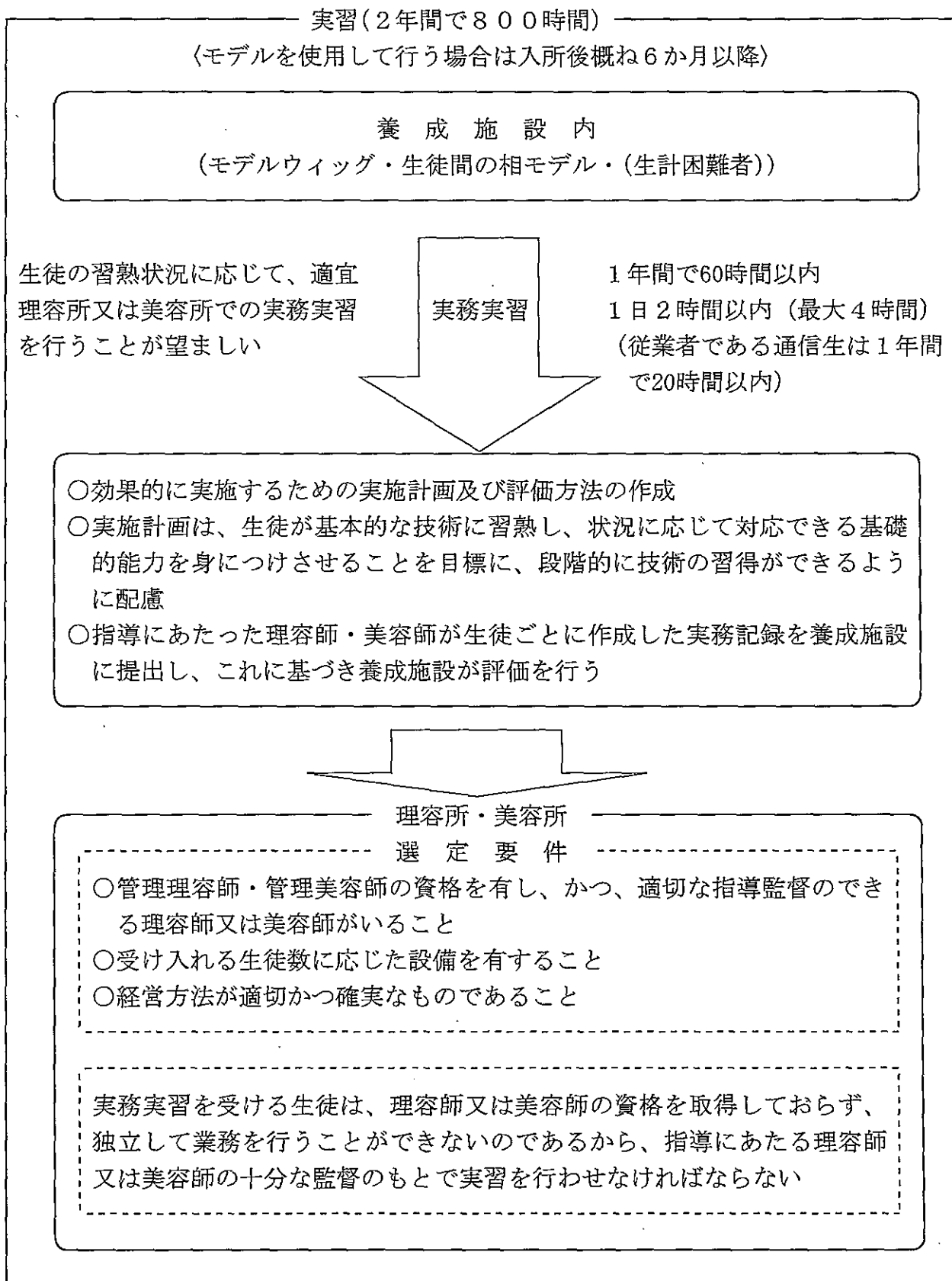
継続的に行われる活動(当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。)のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの。(文部省告示)

・ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

ウ アより当該課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、当該課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。(専修学校設置基準)

(第3-4 実務実習のあり方)

実務実習の概要



(第3-4(1) 実務実習時間)

他資格制度における実務実習時間

		実 習 時 間
衛 生 関 係	管理栄養士	校外実習を行うべき科目は、臨床栄養学、公衆衛生学及び給食管理とされ、その履修単位は、それぞれ <u>1単位以上</u> であること。
	調理師	1年課程、夜間課程及び高等学校における校外実習の履修は <u>60時間を限度</u> とすること
医 療 関 係	言語聴覚士	実習時間の <u>3分の2(320時間)</u> 以上は病院又は診療所において行うこと
	視能訓練士	臨地実習については、 <u>10単位以上</u> は病院等において行うこと
	臨床検査技師	臨地実習については、実習時間の <u>3分の2以上</u> は医療機関において行うこと

(2) 理容師又は美容師の適切な指導監督の実施について

1人の理容師又は美容師が多数の実務実習生を同時に指導・監督している状況があるとの意見があり、養成施設が作成した実施計画に基づく適正な実務実習の確保が図られていないおそれがあることから、1人の理容師又は美容師が指導できる実務実習生の数を規定する必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 養成施設は、実務実習を効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法とを作成しなければならない。（平成10年通知）
- ② 実務実習の指導は、養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理容所・美容所の理容師・美容師が行う。（平成10年通知）
- ③ 実務実習を受ける生徒は、理容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないのであるから、指導にあたる理容師・美容師の十分な監督のもとで実習を行わせなければならない。（平成10年度通知）
- ④ 指導にあたった理容師又は美容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、これに基づいて養成施設が評価を行う。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P27、P100〕

- ① 実施状況
 - ア 養成施設
 - 「1人」104件 (57.8%)、「2人」49件 (27.2%)、「3人」14件 (7.8%)
 - イ 理容所・美容所
 - 「1人」196件 (56.3%)、「2人」96件 (27.6%)、「3人」11件 (3.2%)、「4～5人」8件 (2.3%)
- ② 指導される望ましい実習生数
養成施設は、「1人」96件 (53.3%)、「2人」63件 (35.0%)、「3人」13件 (7.3%)、「4人」2件 (1.1%)、「9人以上」2件 (1.1%)
- ③ 1人の理容師又は美容師が同時に指導できる数
理容所・美容所は、「1人」112件 (32.2%)、「2人」158件 (45.2%)、「3人」38件 (10.9%)、「4～5人」9件 (2.6%)

【ポイント】

- ① 1人の理容師又は美容師が適正に指導することが可能な実務実習生は何人か。
- ② 1人の理容師又は美容師が指導できる実務実習生の数を制限することにより、実習先となる理容所又は美容所の確保が困難とならないか。

【検討の方向】

実務実習生が行える理容行為又は美容行為は自ずと限界があることを踏まえ、指導にあたる理容師又は美容師1人が、適正に指導監督できる実務実習生の数を2人以下とする旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

他資格制度 別紙のとおり

(第3-4(2) 理容師又は美容師の適切な指導監督の実施)

他資格制度における実習指導者

		実 習 指 導 者
医療 関 係	義肢装具士	臨地実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 <u>実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。</u>
	救急救命士	臨地実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 <u>臨地実習施設における実習指導者の数は、学生10人当たり1人以上とすること。</u>
	言語聴覚士 義肢装具士	臨地実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 <u>実習指導者1人が担当する学生の数は、2名を限度とすること。</u>
	歯科衛生士	臨床実習施設における指導教員を明らかにし、その数は少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上とする。なお、 <u>歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の学生数は3名を標準とすること。</u>
	視能訓練士 診療放射線技師 理学療法士	臨地実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 <u>実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な人数とし、実習指導者1人につき2名程度とすること。</u>
	臨床工学技士	臨地実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 <u>臨地実習施設における実習指導者の数は、学生5人当たり1人以上とすること。</u>
福祉 関 係	介護福祉士 精神保健福祉士	適当な実習指導者の指導が行われること

(3) 実務実習生が行う無料の理容・美容行為について

実習機会の確保を図る観点から、実務実習生が行う理容・美容行為を無料で行う理容所又は美容所があり、近隣の理・美容所の営業を圧迫しているとの意見があることから、理容所又は美容所で行われる実務実習の適正な体制を明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

実務実習を行う理容所又は美容所の選定の基準として、「経営方法が適切であること」の要件を規定している。(平成10年通知)

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P32、P104〕

① 苦情等の状況

ア 厚生局及び都道府県の状況

「無料で行う等、近隣の理容所又は美容所から経営の圧迫をうけている実態がある又は聞いたことがある」厚生局3件(37.5%)、都道府県1件(4.8%)

イ 理容所・美容所の状況

近隣の理容所又は美容所から「苦情を受けている」5件(1.4%)、「苦情は受けていない」は312件(89.7%)

② 代金の徴収

ア 実務実習生が行う理容行為又は美容行為に対し、「料金を徴収する」60件(17.2%)、「代金を徴収しない」226件(64.9%)

イ 「代金を徴収する」57件(16.9%)のうち、「内容にかかわらず徴収する」29件(48.3%)、「内容によって徴収する」31件(51.7%)

【ポイント】

適切な実務実習の確保が困難な状況もあり、何らかの形で来店客を集める方策を許すことが必要ではないか。

【検討の方向】

実務実習を実施する理容所又は美容所において、実務実習生が一部の理容行為又は美容行為を行うことによって、料金の全部を無料とする又は料金を不当に低額にする等不当な営業行為に該当しないよう配慮する旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 規定創設の考え方

検討会において、以下のとおりの意見がでている。

ア 養成所内に営業と同じ施設か養成所で店舗を併設して顧客に対しての実習を行った実地実習が可能ではないかという話があったが、実習の一環としての作業なので実費で行うことになり、近隣にて営業している業者の営業妨害の問題もあり、絶大なるご理解のない限り難しい。

イ 何とかして、学校で生徒が一般顧客をモデルとして実習する事を実現し、学校教育と一般店舗との乖離を埋めたいが、豊かになった現代では、未熟技術者中心のそのようなモデルサロンの運営は現実には難しい。本腰を入れると商業ベースに見合うものとなり、知らず業界を圧迫する事になる。いわゆる「低料金店問題」で、現在学校の関係する問題は殆ど無いのだが、業界体質が弱まって、卒業後の就職先が「低賃金店」となっては困る。

(4) 選択必修科目（専門教育科目）における実務実習について

養成施設が任意に設定できる選択必修科目のうちの専門教育科目（エステティック、カウンセリング、総合技術等）に関する校外実習の実施に当たっては、生徒の負担過重とならないようにするとともに、必修科目の授業時間が所定授業時間数を下回らないよう、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならないとされているが、具体的な方法等について規定がないことから、適正な実務実習体制を確保する必要があるのではないか。

【現行制度】

選択必修科目、校外実習などの実施にあたっては、生徒の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならない。（平成10年通知）

【調査の概要】〔資料2〕調査結果P36、P107〕

① 校外実習の実施の有無

ア 養成施設では、「実施している」129件（36.3%）、「実施していない」181施設（51.0%）

イ 理容所・美容所では、「受け入れている」56件（16.6%）、「受け入れていない」226件（64.9%）

② 実習科目

ア 養成施設では、主な実習科目として、「理容・美容実習」が25件（19.4%）、以下、「接客・清掃」、「社会福祉・ボランティア実習」、「ブライダル」、「日本文化」等

イ 理容所・美容所では、「理容・美容技術」が18件（32.1%）、以下、「エステティック」、「フェイシャル・メイク」、「ネイル」、「接客・雑務」等

③ 実習時間

ア 年間

養成施設では、「51～60時間」10件（25.0%）、「1～10時間」「11～20時間」がそれぞれ7件（17.5%）、

イ 1日当たり

a 養成施設では、「4時間以上」14件（40.0%）、「4時間」11件（31.4%）、「3時間」5件（14.3%）

b 理容所・美容所では、「4時間以上」12件（26.7%）、「2時間」9件（20.0%）

【ポイント】

選択必修科目における適切な校外実習を行う場合は、どこまでの制限等が必要か。

【検討の方向】

技術習熟状況に応じた実施計画に基づく校外実習が行えるよう、必修科目における実務実習に準じた制限を設ける方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 選択必修科目

ア 各養成施設においては、必修の教科科目として、必修科目以外に適当な選択必修科目を設定することとなっている。（平成10年通知）

イ 選択必修科目の内容は、日本語、芸術、エステティック技術、理容カウンセリングなど、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門職業人としての自覚をかん養するものでなければならない。（平成10年通知）

ウ 選択必修科目については、一般教養科目群及び専門教育科目群の実施方針に則り、課目の例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配意しつつ、各養成施設において独自に設定するものとする。（平成10年通知）

② 専修学校

ア 専修学校（高等課程及び専門課程）においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修（高等課程）、生徒が行う大学又は短期大学における学修（高等

課程) その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該課程における授業科目の履修とみなすことができる。(専修学校設置基準)

イ アの文部科学大臣が別に定める学修は、次に掲げる学習とする。
継続的に行われる活動(当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。)のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの。(文部省告示)

・ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

ウ アより当該課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、当該課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。(専修学校設置基準)

選 択 必 修 課 目

一般教養課目群	
実施方針	<p>一般教養課目は、社会生活における基本的規範やコミュニケーション技術などを学ぶことによって、社会人としての心構えを養い、さらに、専門職業人として自覚を促すとともに、芸術、文化など幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すものである。</p>
課目の例	<p>1 日本語 (1) コミュニケーションの基本技術としての日本語の重要性を認識させ、読み、書き、話す表現力及び聞く力を身につけさせる。 (2) すぐれた文学作品を鑑賞させ、日本語の表現の多様性や美しさを感じさせる。 (3) 日本文学の歴史の概要を知らせ、その特色について学ばせる。</p> <hr/> <p>2 外国語 (1) 英語などの外国語について、基礎的会話能力を身につけさせる。 (2) 語学の学習を通じて外国の文化、生活習慣などに関する理解を深める。</p> <hr/> <p>3 保健体育 (1) 各種の運動の合理的な実践を通して、運動機能を高め、健やかな心身の形成、協調性のかん養を図る。 (2) 適度な運動や適切な休息が心身の健康増進のために重要であることを理解させ、生涯を通じて継続的に運動ができる能力と態度を育てる。</p> <hr/> <p>4 情報技術 (1) 情報技術の基礎理論と応用技術を学ばせる。 (2) コンピュータなどの情報機器の操作方法、情報処理の基礎技術を身につけさせる。 (3) 情報機器を活用して、日常業務の効率化、合理化を図る能力を身につけさせる。</p> <hr/> <p>5 社会福祉 (1) 社会福祉の意義と目的とを学ばせるとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動などを通じてその重要性を認識させる。 (2) 美容師の職能を活かしてどのような社会福祉活動ができるかを学ばせる。 (3) わが国の社会保障制度のあらましについて知らせ、年金、医療保険などの重要性を学ばせる。</p> <hr/> <p>6 芸術 (1) すぐれた芸術作品に親しみ、鑑賞する能力を身につけさせるとともに、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。 (2) 我が国及び世界の芸術の歴史を通じて芸術が個人や社会に及ぼす影響について学ばせるとともに、現代芸術の主な潮流について知らせる。</p> <hr/> <p>7 日本文化 (1) わが国の伝統文化の歴史と特色を学ばせ、これを保存し、伝承することの重要性を理解させる。 (2) 茶道、華道などの代表的な我が国の伝統文化に親しませ、伝統文化が日常生活の根底に息づいていることを認識させる。</p>

専門教育課目群	
実施方針	<p>1 専門教育課目は、必修科目において習得した基礎的な専門知識や技術を基に、さらに高度な専門知識や技術を身につけさせるものである</p> <p>2 科学的基礎に裏付けられた高度な理容又は美容技術を確実に実施する能力を身につけるばかりでなく、これらを応用して新たな技術を開発するための総合的能力を習得させる。</p>
課目の例	<p>1 エステティック技術</p> <p>(1) エステティック技術の目的が心身の健康と美の実現にあることを理解させ、科学的事実と合理的思考に裏付けられたエステティック技術の重要性を認識させる。</p> <p>(2) エステティック技術の歴史、理論、現状のほか、各種のエステティック技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。特に、エステティック技術の効果と安全性に関する科学的基礎について十分に認識させる。</p> <p>(3) エステティック技術において用いられる主な薬剤や機器の基本的使用方法や使用上の注意を身につけさせる。</p> <hr/> <p>2 理容又は美容カウンセリング</p> <p>理容又は美容サービスの一環として行うカウンセリングの意義、目的、内容実施上の留意点などについて、実地に即して学ばせ、理容師又は美容師の業務を全うするためには、正確な技術を提供するとともに、顧客の要望に応じた適切なカウンセリングの実施が重要であることを認識させる。</p> <hr/> <p>3 食品保健・栄養理論</p> <p>(1) 食品保健・栄養の基本的概念を理解させ、食品保健の意義、食生活と健康との関係、バランスのとれた食事の重要性について認識させる。</p> <p>(2) 特に、食生活と全身状態や皮膚、毛髪との健康との関連について正しく学ばせる。</p> <hr/> <p>4 メイクアップ (美容師養成施設)</p> <p>(1) メイクアップの歴史、理論、現状のほか、メイクアップ技術の目的、種類、技術上の注意などについて学ばせる。</p> <p>(2) メイクアップ技術において用いられる主な薬品と器具との基本的使用方法を身につけさせる。</p> <hr/> <p>5 理容又は美容モード理論</p> <p>必修課目の理容又は美容文化論において学習した造形、色彩、服飾などに関する基礎的知識を基に、顧客の個性、服装、その他の環境に応じてヘアスタイルを設計し、流行を創り出す能力を身につける。</p> <hr/> <p>6 理容又は美容総合技術</p> <p>(1) 必修課目において習得した基本的技術を基に、さらに発展させた高度な技術を身につけさせるとともに、理容又は美容デザインの最新の国際的動向について学ばせる。</p> <p>(2) 常に新しい技術の吸収を怠らず、また、自らも新しい技術の開発に努める姿勢を習慣づけさせ、専門技術者としての心構えを身につけさせる。</p>

(5) 名札等標識の着用について

実務実習生が理容所又は美容所で実務実習を行う場合においては、利用者に対して、実務実習生であることの適正な周知を図るため、名札等の標識の着用を義務付ける必要があるのではないか。

【現行制度】

「実務実習生の氏名の掲示及び標識の着用等が適正の行われる等の指導を行う」(平成10年通知)旨を規定している。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P41、P111〕

① 指導状況

名札等の標識の着用の義務付けを「指導している」厚生局2件(25.0%)、都道府県8件(38.1%)

② 養成施設では、「着用を義務付けている」111件(61.7%)、「義務付けていない」54件(30.0%)

③ 理容所・美容所では、「着用している」229件(65.8%)、「着用していない」53件(15.2%)

【検討の方向】

十分な徹底がなれていないことから、実務実習生が理容所又は美容所で実務実習を行う際は、名札等の標識の着用の義務付けを明確にする方向で検討を進めてはどうか。

5 通信課程について

(1) 通信課程における教育の充実について

通信課程を卒業した者の合格率が年々低下傾向にあることから、十分な通信教育がなされているかとの意見もあり、通信教育課程における面接授業と添削指導について充実を図る必要があるのではないか。

【現行制度】 別紙のとおり

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P47、P117〕

① 面接授業の授業時間数

「基準となる授業時間数を上回っている」31.1%、「基準となる授業時間数と同時
間」67.0%、「基準となる授業時間数を下回っている」1.1%

② 添削指導の状況

- ア 社団法人日本理容美容教育センターに「すべて委託している」244件 (93.1%)、
「一部委託」16件 (6.1%)、「すべて自らの養成施設で実施」2件 (0.8%)
イ 添削指導の内容は、「十分」228件 (87.0%)、「不十分」4件 (1.5%)

【ポイント】

通信課程における通信授業（添削指導）と面接授業の充実を図るためには、どのような方策を講じればいいのか。

【検討の方向】

「教員の資質」、「入所者」及び「実務実習時間」等の検討事項を踏まえ、通信課程の充実を図る方向で検討を進めてはどうか。

(第3-5 通信課程について)

通信課程の概要

養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

美容師養成施設の通信課程における授業は、

○教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（「通信授業」）

○養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（「面接授業」）の併用により行う。

面接授業

1 授業時間数

必修課目 590 (295) 時間以上

関係法規・制度 10 (10) 時間以上 衛生管理 30 (30) 時間以上

保健 30 (30) 時間以上 物理・化学 30 (30) 時間以上

文化論 15 (10) 時間以上 技術理論 15 (5) 時間以上

運営管理 10 (5) 時間以上 実習 450 (175) 時間以上

選択必修課目(各課目) 10 (5) 時間以上

※理容所又は美容所の従業者である生徒は、括弧内の数字によることができる。

2 面接授業の1回の日数は、5日以上とし、1日の授業時間数は、7時間以内であること。

3 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。

4 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

通信授業

1 通信授業における教材

(1) 必修課目については、理容師又は美容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、教科課程の基準に示す教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。

(2) 選択必修課目については、教科課程の基準に従い、各養成施設において、適切な構成とすること。等

2 添削指導

必修課目

関係法規・制度 3回以上 衛生管理 4回以上

保健 4回以上 物理・化学 2回以上

文化論 3回以上 技術理論 5回以上

運営管理 4回以上 実習 6回以上

選択必修課目 適当な回数

3 添削指導のための組織等

養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けること。

4 養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができること。この場合において、当該養成施設及び受託機関は、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにすること。

教科書の提供 ↑ ↓ 添削指導の委託

社団法人日本理容美容教育センター

(2) 面接授業の時間数の緩和する理容所又は美容所の従業者について

通信課程において、理容所又は美容所の従事者である生徒に対する面接授業にあっては、授業時間数を緩和しているが、当該緩和は、理容所又は美容所に常勤雇用者として従事している者に限定する必要があるのではないか。

【現行制度】 (詳細は別紙のとおり)

- ① 養成施設の通信課程における面接授業時間数については、原則時間数を100時間減ずるとともに、特定の場合にはその時間を更に減じうるようにし、理容所、美容所において現に理容、美容の補助的業務に従事している者等に対しその実態に適する措置をとったものであること。〈昭和30年通知〉
- ② 通信課程は、従来の昼間課程、夜間課程の他に、地域的経済的事情により在学教育をうけることができない者に対して便宜を与えるためのものであり、通信課程を設ける養成施設においては、それぞれの教科課目ごとに以下に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づいて、適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定める。〈平成10年通知〉
- ③ ただし、理容所・美容所の従事者である生徒に対する面接授業にあっては、括弧内の数字によることができる。〈平成10年通知〉

【調査の概要】 [(資料2) 調査結果 P50、P119]

- ① 指導状況
 - ア 「理容所又は美容所に常勤として従事している者であることを指導・確認している」厚生局5件(62.5%)、都道府県1件(4.8%)
 - イ 「理容所又は美容所に従事している者であることを指導・確認している」厚生局3件(37.5%)、都道府県9件(42.9%)
- ② 養成施設の状況
 - 「常勤として従事している者であることを確認している」118件(45.0%)、「従事していることを確認している」61件(23.3%)、「確認していない」は0件

【検討の方向】

理容所又は美容所に従業していることをもって、面接授業の授業時間数を緩和していることから、理容所又は美容所に常勤雇用者として従事している者に限定する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
 - 1年以上の相談援助業務の実務経験者について、相談援助実習を免除しているもの(精神保健福祉士)

(第3-5 通信課程について)

通信課程の概要

養成施設においては、通信授業、添削指導及び面接授業について相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるよう、通信課程に係る具体的な教育計画を策定し、これに基づき、定期試験等を含め、年間を通じて適切に授業を行う。

美容師養成施設の通信課程における授業は、

○教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業（「通信授業」）

○養成施設の校舎における講義、演習、実験又は実技による授業（「面接授業」）の併用により行う。

面接授業

1 授業時間数

必修課目	590 (295) 時間以上	
関係法規・制度	10 (10) 時間以上	衛生管理 30 (30) 時間以上
保健	30 (30) 時間以上	物理・化学 30 (30) 時間以上
文化論	15 (10) 時間以上	技術理論 15 (5) 時間以上
運営管理	10 (5) 時間以上	実習 450 (175) 時間以上

選択必修課目(各課目) 10 (5) 時間以上

※理容所又は美容所の従業者である生徒は、括弧内の数字によることができる。

2 面接授業の1回の日数は、5日以上とし、1日の授業時間数は、7時間以内であること。

3 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。

4 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

通信授業

1 通信授業における教材

(1) 必修課目については、理容師又は美容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、教科課程の基準に示す教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。

(2) 選択必修課目については、教科課程の基準に従い、各養成施設において、適切な構成とすること。等

2 添削指導

必修課目			
関係法規・制度	3回以上	衛生管理	4回以上
保健	4回以上	物理・化学	2回以上
文化論	3回以上	技術理論	5回以上
運営管理	4回以上	実習	6回以上

選択必修課目 適当な回数

3 添削指導のための組織等

養成施設においては、添削指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けること。

4 養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができること。この場合において、当該養成施設及び受託機関は、相互に連携を図り、生徒の学習に支障のないようにすること。

教科書の提供 ↑ ↓ 添削指導の委託

社団法人日本理容美容教育センター

(3) 通信課程の実務実習の場所について

理容所又は美容所において従事しながら通信課程に入所している生徒については、十分な技術の取得を可能とするため、養成施設が行う実務実習と同様の位置付けで、従事している理容所又は美容所で理容行為又は美容行為が行えるよう、明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

実務実習を行う場合、養成施設は、次の要件に適合する理容所又は美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならない。(平成10年通知)

- ア 管理理容師又は管理美容師の資格を有し、かつ、適切な監督のできる理容師又は美容師がいること。
- イ 当該理容所又は美容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
- ウ 当該理容所又は美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P52、P121〕

「通信課程の生徒が従事している理容所又は美容所」39件 (100.0%)

【ポイント】

- ① 通信生が従事する理容所又は美容所を実務実習の場所とすることによって、養成施設が定めた実務実習の実施計画を超えた内容又は時間の理容行為及び美容行為が行われないか。
- ② 従事している理容所又は美容所で、実務実習と通常の業務とを明確に区別できるか。
- ③ 理容所又は美容所で適正な実務記録が作成され、養成施設による公平な評価が確保できるか。

【検討の方向】

養成施設が、実務実習を行う場所として適合すると認める要件として、「実習担当教員による定期的な巡回指導が可能な地域とする」旨を明確にし、通信課程にも当てはめる方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
 - ア 現に他の養成所の実習施設として承認を受けている病院を選定することとしているもの(看護師)
 - イ 実習担当職員による週1回以上の定期巡回指導が可能な地域にあることとしているもの(社会福祉士)

6 中学校卒業者の講習科目について

中学校卒業者に対して、授業を補助するために行う「現代社会」、「化学」及び「保健」の講習（各科目35時間）について、中学校卒業者の受入れを促進及び負担を軽減する観点から、必要な課目及び時間数を限定することが可能であるか。

【現行制度】（詳細は別紙のとおり）

- ① 中学校卒業者等に入所を認める養成施設においては、学校教育法第56条に規定する者に該当しない生徒（講習対象生徒）に対して、講習を実施しなければならない。（平成10年通知）
- ② 講習は、講習対象生徒に対し、理容師養成施設又は美容師養成施設における教科課程の学習を補助するために実施し、講習課目及び各課目ごとの授業時間の標準は、「現代社会 35時間」、「化学 35時間」、「保健 35時間」とする。（平成10年通知）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P 53、P 122〕

- ① 必要のない課目
 - ア 「必要のない課目がある」17件（7.3%）、「不必要な課目はない」172件（74.1%）
 - イ 「必要のない課目がある」17件のうち、「現代社会」17件（100.0%）、「化学」13件（76.5%）、「保健」11件（64.7%）
- ② 時間の長い課目
 - ア 「長い課目がある」15件（6.5%）、「長い課目はない」146件（62.9%）
 - イ 「長い課目がある」15件のうち、「現代社会」11件（73.3%）、「化学」13件（86.7%）、「保健」14件（93.3%）
- ③ 通信授業による実施は、「昼間課程」101件（66.0%）、「夜間課程」10件（58.8%）

【ポイント】

平成7年法改正の趣旨を踏まえて、中卒者に対する講習をどのように見直すか（教科課程又は時間）。

【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 各科目35時間を課目の内容に応じて短縮する。
- ② 生徒の過重な負担とならない程度に、養成施設が必要と考える課目及び時間数を追加することができる。

【参考】

- ① 受験資格（昭和22、32年法）
 - ア 理容師試験及び美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。
 - イ 当分の間、学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であつて、厚生労働省令で定める要件に該当し、かつ、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、新理容師法第3条第3項又は新美容師法第4条第3項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。
- ② 厚生労働大臣が別に定める要件（平成10年省令）
厚生労働大臣が別に定める講習の課程を修了した者

③ 専修学校設

ア 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

イ 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る教育を行うものとする。〈学校教育法〉

(第3-6 中学校卒業者の講習)

中学校卒業者に対する講習について

1 目的

講習は、講習対象生徒に対し、理容師養成施設又は美容師養成施設における教科課目の学習を補助するために実施する。

2 講習課目及び内容

課目	時間数	内 容
現代社会	35時間	人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培うとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。 ----- ○現代社会における人間と文化 ○現代の政治・経済と人間
化 学	35時間	日常生活と関係の深い化学的な事物・現象に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、化学的な事物・現象や化学の応用について理解させる。 ----- ○自然界の物質とその変化 ○日常生活の化学 ○身近な素材、身の回りの物質の構造
保 健	35時間	個人及び集団の生活における健康・安全について理解を深めさせ、個人及び集団の健康を高める能力と態度を育てる。 ----- ○現代社会と健康 ○環境と健康 ○生涯を通じる健康 ○集団の健康
合 計	105時間	

3 講習の方法

- (1) 講習は、理容師養成施設又は美容師養成施設における教科課目の学習との関連を考慮し、計画的に行う。
- (2) 講習は、原則として各養成課程ごとに設ける。ただし、講習対象生徒の負担等を勘案し、当該養成施設における他の養成課程の講習の履修を認めることができる。
- (3) 講習は、各養成施設において、講習対象生徒の負担等を勘案し、適当と認められるときは、通信授業及び添削指導により行うことができる。この場合においては、「通信課程における授業方法等の基準」等に定めるもののほか、次によるものとする。
ア 教材は、別添「理容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習課目の内容の基準」に従って構成されるものであること。
イ 添削による指導は、それぞれの講習課目について3回以上行うこと。

4 課程修了の認定

- (1) 養成施設においては、講習対象生徒が当該養成施設が定める所定の講習課目及び所定の授業時間を履修し、その成果が講習課目の指導目標からみて満足できると認められる場合には、課程の修了を認定しなければならない。
- (2) 養成施設の長は、講習の課程を修了していない講習対象生徒に対しては、卒業証書を授与してはならない。

規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）～抜粋～

政府は、これまで、4次にわたる規制改革の推進のための政府計画を策定し、これを強力に推進することにより、行政の各般の分野について、概ね7,000項目の規制改革を実施してきた。このように、規制改革は着実に進みつつあるものの、依然多くの取り組むべき課題が残っており、改革はなお途上にある。

規制改革は、引き続き、構造改革の重要な柱であり、岩盤のごとき困難な課題に強力かつ着実に取り組むべく、平成19年1月には、総理の諮問機関として民間人主体の「規制改革会議」を設置するとともに、政府にも全閣僚から構成される「規制改革推進本部」を設置し、政治的リーダーシップの下、規制改革推進のための体制を改めて整備した。

本推進体制の下、規制改革を国民本位の改革として、一層強力かつ着実に推進するため、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議）及び「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日規制改革会議）の「具体的施策」を踏まえ、下記のとおり規制改革推進のための3か年計画を定める。

15 雇用・就労

（1）理容師及び美容師資格の中卒者の取得要件の見直し【平成19年末までに結論】

理容師及び美容師の資格制度においては、近年の科学技術の進歩、生活文化の向上、消費者ニーズの高度化等に伴い、高度な技術と更なる衛生水準の維持向上が要請されていることにかんがみ、理容師及び美容師の資質の向上を図るものとして、平成7年の理容師法及び美容師法の改正により、受験資格について高等学校卒業を要件としたところである。同改正においては、中学校卒業者の就業機会が狭められることのないよう、改正附則において、中学校卒業であって、厚生労働省令に定める要件に該当する者にあつては、当分の間、受験資格を認めることとされている。

同改正は平成10年に施行され、新たな試験が平成12年に実施されてから7年が経過していることから、中学校卒業者に対して、厚生労働省令に定める講習課程について、法改正の趣旨を踏まえて、その課程を必要なものに限定する観点から見直しを検討する。（Ⅲ雇用エ①a）

また、理容師及び美容師資格については、現在でも中学校卒業者が取得可能資格であることについて、資格取得による再チャレンジを促進する観点から、これを周知する。（Ⅲ雇用エ①b）

7 学習指導内容の具体化及び教科書の見直しについて

教科課目のうち、

- ① 特に「保健」又は「物理・化学」については、その学習内容が高度なものを求めすぎているとの意見があることから、理容又は美容の業務と特に関連の深い事項に限定する
 - ② 実習のカット等については、教科課程の基準に「カットイング」としか規定されておらず、教科書の内容として、どの程度理解させればよいか明瞭でない
 - ③ 理容師及び美容師が行うエステについて、その業務内容を明確にした上で、適切な教授を行う
- 等、その達成すべき知識及び技能の程度を具体的に示した学習指導要領（教科課程の基準）を定めるとともに、学習指導要領に基づいた教科書とする必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 教科書の使用について
各教科課目については、実施方針、内容及び学習指導上の留意事項を規定しているが、どの教科書を使用しなければならないか等の規定はない。
- ② 教科課目の内容について 別紙のとおり
- ③ エステティック
必修科目の「技術理論」及び「実習」において、「美顔術」を教授しており、エステティック技術は、養成施設が独自に設定する選択必修科目として例示している。〈平成10年通知〉

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P61、P129〕

- ① 社団法人日本理容美容教育センターが作成した教科書の使用状況
ア 全体の71.5%が使用し、「必修科目」92.6%、「選択必修科目」50.4%
ウ 課程別では、「昼間課程」60.1%、「夜間課程」56.9%、「通信課程」88.9%
- ② 教科書の内容
ア 「適当」184件 (53.5%)、「範囲が広すぎる」123件 (35.8%)、「難しすぎる」85件 (24.7%)、「やさしすぎる」6件 (1.7%)
イ 「見直す必要がある」121件 (34.1%)、「見直す必要はない」は114件 (32.1%)、「どちらとも言えない」109件 (30.7%)
ウ 「見直す必要がある」121件のうち、「わかりやすく簡単に」が20件 (16.5%)、「広範囲すぎる」が16件 (13.2%)

【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 「①教科書の内容」及び「②カットイング等の理解させるべき内容」について
(社)日本理容美容教育センターで作成する教科書について、
ア 理容又は美容の業に関連の深い事項を中心に、
イ 理容又は美容の業に附随する事項は、理容又は美容の業に関連付けた内容とする
ウ 達成すべき知識及び技能の程度を具体的に示す
等、その教科課程の基準について、関係者の意見を聞きつつ見直しを行う。
- ② 「③理容師又は美容師が行うエステティック」について
現行の教科課程の基準においても、美容師以外の者が行うことができる「着付け」等の課目もあることから、選択必修課目での実施状況を踏まえ、関係法令の枠組みを踏まえつつ、必修科目の実習で教授することを検討する。

【参考】

① 改正前の養成施設におけるエステティック

既に廃止された、昭和38年通知の美容師養成施設の教科課程の基準において、「美容理論及び実習」の内容として、全身美容が位置付けられ、

ア 全身美容技術の基礎知識として、その目的、種類、特徴などを知らせる。

イ マッサージによる全身美容の技術について学ばせる。

とされていた。

(第3-7 学習指導内容の具体化と教科書の見直し)

必修科目の内容 (教科課目の基準 (平成10通知))

<p>関係法規・制度</p>	<p>1 衛生行政</p> <p>(1) 社会生活のなかでの法律、政治、行政の役割、機能など衛生法規を学ぶために必要な基礎的事項について理解させる。</p> <p>(2) わが国の行政の仕組み、国の行政と地方の行政との関係などについて理解させる。</p> <p>(3) 衛生行政とはどのような行政か、衛生行政の目標、衛生行政の種類など衛生行政の意義について知らせる。</p> <p>(4) 衛生行政を行う行政機関について述べ、特に理容業と関係の深い保健所について、その任務や活動及び組織を理解させる。</p> <hr/> <p>2 理容師法・美容師法</p> <p>(1) 理容師法・美容師法がどのような沿革を経て現在の姿になったかを知らせ、これらの法律の目的と意義について理解させる。</p> <p>(2) 理容・美容に関する用語が法律でどのように定義されているかを理解させる。</p> <p>(3) 理容師・美容師について、その意義、免許制度、免許手続、免許の欠格要件、免許の登録などを理解させる。</p> <p>(4) 理容師・美容師試験について、その意義、試験の内容及び受験の手続を理解させる。</p> <p>(5) 養成施設について、その課程、教科課目などを知らせる。</p> <p>(6) 理容師・美容師の業務上の遵守事項、業務を行う場所などに関する法律の規定について理解させる。特に、理容師・美容師の講じるべき衛生措置について、その意義と内容を十分に理解させることにより、公衆衛生における理容師・美容師の職責を自覚させる。</p> <p>(7) 理容所・美容所の開設などの届出、施設の検査確認、理容所・美容所について講じなければならない衛生措置など理容所・美容所に関する規制の内容を十分に理解させる。</p> <p>(8) 理容師・美容所の免許取消、業務停止について、その内容を理解させる。</p> <p>(9) 理容所・美容所の閉鎖命令について、その内容を理解させる。</p> <p>(10) 理容師法・美容師法の罰則について、その内容を理解させる。</p> <hr/> <p>3 その他の関係法規</p> <p>理容師法・美容師法以外に理容・美容に関係のある法律にはどのようなものがあるかを述べ、そのうち、特に密接な関係のあるものについては、その目的と内容のあらましを知らせる。なかでも、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び消費者保護関連法規については、その意義と内容を十分に理解させるように配慮する。</p>
<p>衛生管理</p>	<p>1 公衆衛生概説</p> <p>(1) 公衆衛生の意義について理解させるとともに、公衆衛生が日常生活あるいは理容業又は美容業とどのように結びつくか、公衆衛生の発展向上のために理容師又は美容師として何をなすべきかを理解させる。</p> <p>(2) 公衆衛生の発展の歴史を概観し、公衆衛生の思想がどのように発展してきたかを知らせる。</p> <p>(3) 公衆衛生は、対人的な予防衛生と対物的な環境衛生とに大別されることを知らせ、さらに環境衛生が健康で文化的な生活の基盤をなすものであることを理解させる。</p> <p>(4) 保健所の機能、組織、業務などについて知らせ、保健所が地域の保健衛生行政において、中核的存在であること及び理容業と保健所とは密接な関係があることを理解させる。</p> <hr/> <p>2 感染症</p> <p>(1) 理容・美容の業務を行ううえで、どのような感染症に注意すべきかを具体的に示すとともに、その予防対策について系統的に理解させる。</p> <p>(2) 理容所・美容所における衛生措置、特に消毒の意義について、感染症対策と関連づけて理解させる。</p> <hr/> <p>3 環境衛生</p> <p>(1) 環境衛生の意義と内容を理解させるとともに、理容所・美容所において特に注意しなければならない点について理解させる。</p>

衛生管理	<p>(2) 理容所・美容所における環境衛生、特に採光、照明、換気、床などの構造設備、衣服の衛生について理解させる。</p> <p>(3) 理容所・美容所における廃棄物処理、環境保全対策について理解させる。</p> <hr/> <p>4 衛生管理技術</p> <p>(1) 理容所・美容所における衛生管理、特に消毒の意義と目的について理解させる。</p> <p>(2) 消毒方法の種類、原理、特徴について具体的に説明する。</p> <p>(3) 理容・美容器具などの対象物の材質、構造などに応じた適切な消毒方法の選択と適正な実施方法について学ばせる。</p> <p>(4) 理容所・美容所において用いられている代表的な消毒方法について、正しい操作方法を確実に身につけさせる。</p>
保健	<p>1 人体の構造及び機能</p> <p>(1) 人体の構造と機能に関する基本的事項について理解させる。</p> <p>(2) 骨格、筋肉、各種臓器の種類、構造、機能について理解させる。</p> <p>(3) 人体の調整機能(神経、内分泌、免疫)のしくみについて理解させる。</p> <p>(4) 人体の構造、機能と疾病との関連について理解させる。</p> <hr/> <p>2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能</p> <p>(1) 皮膚、皮膚付属器官(毛髪、爪、脂せん、汗せんなど)の構造について理解させる。</p> <p>(2) 皮膚の生理的作用について理解させるとともに、これらの作用と理容・美容との関係について学ばせる。</p> <p>(3) 毛髪、爪の生理的意義と特性について、理容・美容技術との関連に配慮しつつ理解させる。</p> <p>3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生</p> <p>(1) 皮膚、皮膚付属器官の状態に影響を与える因子にはどのようなものがあるか知らせる。</p> <p>(2) 皮膚、皮膚付属器官を健康に保つための方法について述べ、理容・美容の施術を安全かつ効果的に行うために注意すべき事項について学ばせる。特に、毛髪の保健衛生については、理容・美容技術の基礎であることから、重点をおいて学ばせる。</p> <p>4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患</p> <p>(1) 主な皮膚、皮膚付属器官の疾患の種類、原因、症状、予防・治療法について、理容・美容の施術と関連づけながら理解させる。</p> <p>(2) 香粧品によるかぶれについて、その発生機序と予防法との概略を述べ、理容・美容の業務において注意すべき点は何かを学ばせる。</p>
物理・化学	<p>1 理容・美容の物理</p> <p>(1) 熱伝導、光、電磁気など物理の基本原則について、理容・美容技術の実例に則して理解させる。</p> <p>(2) 理容・美容で使用する主な機械器具の構造、原理、機能、操作方法について、物理の基本事項を学ばせる。</p> <p>(3) 刃物、はさみの材料として使用される金属の物性などについて学ばせる。</p> <p>(4) 理容・美容で使用する主な機械器具の使用上の注意、保守管理の方法について理解させる。</p> <hr/> <p>2 香粧品の化学</p> <p>(1) 物質の相変化、溶液、酸アルカリ、酸化還元反応など化学の基本原則について、理容・美容技術の実例に即して理解させる。</p> <p>(2) 化学薬品の取扱、溶液の調整法など化学の基本操作を身につけさせる。</p> <p>(3) 石けん、洗剤、化粧水、ヘアシャンプー、ヘアリンス、整髪料、養毛剤、染毛剤、除毛剤、パーマ液など理容・美容において使用される主な香粧品の種類、使用目的、成分、作用原理、使用上の注意について理解させる</p>
文化論	<p>1 理容・美容文化史</p> <p>(1) わが国における理容・美容ファッションの変遷について知らせる。</p> <p>(2) 海外における理容・美容ファッションの変遷について知らせる。</p>

文化論	<p>(3) 流行を追う心理、流行が社会に及ぼす影響、流行が理容業・美容業において占める意義と役割について知らせる。</p> <hr/> <p>2 理容・美容デザイン</p> <p>(1) 造形の原理、造形と心理、理容・美容における造形の意義と応用などについて学ばせる。</p> <p>(2) 色彩の原理、色彩と心理、理容・美容における色彩の意義と応用などについて学ばせる。</p> <hr/> <p>3 服飾</p> <p>(1) 服飾の原理、理容・美容における服飾の意義などについて理解させる。</p> <p>(2) 服飾の歴史のあらまし、衣服の種類、衣服に関するエチケットなどについて学ばせる。</p>
技術理論	<p>1 器具の取扱い</p> <p>(1) 人間の手と器具の働き、理容・美容器具の種類と特徴などについて理解させる。</p> <p>(2) クリッパー、はさみ、くし、レーザー、日本かみそり及びアイロン〈理容〉、コーム、ヘアブラシ、レーザー及びヘアアイロン〈美容〉について、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、研磨法、基本的操作法、手入れ法などを学ばせる。</p> <p>(3) ヘアスチーマー〈美容〉、ヘアドライヤー、ブラシ、被布及び布片類について、その種類、使用目的、形態と機能、手入れ法などを知らせる。</p> <p>(4) 器具の材質、形態に応じた消毒法について、具体的に理解させるとともに、その正確な実施方法、注意事項を身につけさせる。</p> <p>(5) 理容・美容に用いられるその他の電気器具類、備品類、容器類などについて、その種類、各部の名称、使用目的、形態と機能、選定法、基本的操作法、使用上の注意などを学ばせる。</p> <p>2 基礎技術</p> <p>(1) 理容・美容技術の意義を学ばせ、技術を行う場合の心得を知らせる。</p> <p>(2) 理容・美容技術に必要な人体各部の名称を知らせる。</p> <p>(3) 理容・美容技術を行う場合の技術者の位置と姿勢、身体の機能その他理容技術・美容技術を行う場合に考慮しなければならない基礎知識を知らせる。</p> <hr/> <p>3 頭部技術</p> <p>(1) 理容 カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。</p> <p>(2) 美容 スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービングなどの基本的な頭部技術の目的、種類、特徴、技術上の注意などについて学ばせる。</p> <hr/> <p>4 顔面技術〈理容〉 シェービング、その他の基本的な顔面処理技術の目的、種類、特徴、技術上の注意点などについて学ばせる。</p> <hr/> <p>5 特殊技術</p> <p>(1) 理容 美顔術、織毛技術などの理容の特殊技術の目的、種類、技術上の注意点などについて学ばせる。</p> <p>(2) 美容 ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなどの美容の特殊技術の目的、種類、技術上の注意点などについて学ばせる。</p> <hr/> <p>6 和装技術〈美容〉</p> <p>(1) 日本髪の基本知識、技術の実際について学ばせる。</p> <p>(2) かつらの種類、あわせ方、かぶせ方について学ばせる。</p> <p>(3) 和装に関する一般知識、着付け技術について学ばせる。</p>

運営 管理	1 経営戦略 経営戦略の基本的理論について、理容業・美容業における事例を交えて理解させる。
	2 経営管理 (1) 経営管理の基本的理論について、理容業・美容業における事例を交えて理解させる。 (2) 理容所・美容所の経営に必要な経理事務に関する基本的事項を学ばせる。
	3 労務管理 労務管理の基本的理論について、理容業・美容業における事例を交えて理解させる。
	4 接客法 (1) 社会生活におけるエチケットの必要性、職場など社会生活の各部門におけるエチケットなどについて理解させる。 (2) 理容業・美容業における接客の意義と技術について具体的事例をあげながら学ばせる。 (3) 苦情処理など消費者対応の基本的事項について、理容業・美容業における事例を交えて学ばせる。
実習	1 器具の取扱実習 (1) 理容器具・美容用具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身につけさせる。 (2) 用途に適した理容器具・美容用具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身につけさせる。
	2 基礎技術実習 (1) 理容技術・美容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術・美容技術を行う場合に必要な基本動作を身につけさせる。 (2) 施設の清掃、消毒など理容所・美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身につけさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣づけさせることが必要である。
	3 頭部技術実習 (1) カットイング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術（理容）、スキャulptリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカットイング、パーマメント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービング（美容）などの基本的な頭部技術を確実に身につけさせる。 (2) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。
	4 顔面技術実習（理容） (1) シェービング、その他の基本的な顔面処理技術を確実に身につけさせる。 (2) この際、かみそりなどの器具は毎回必ず消毒することを身につけさせる。
	5 特殊技術実習 (1) 理容 美顔術、染毛技術など理容の特殊技術を身につけさせる。 (2) 美容 ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなどの美容の特殊技術を身につけさせる。
	6 総合実習 頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術・美容技術を完成させるため、総合的な技術を身につけさせる。

エステティック等に関する現行の規定

(昭和41年9月30日41衛公環発第382号厚生省環境衛生局環境衛生課長あて 東京都衛生局公衆衛生部長照会)

このことについて、従来、本都としては美容師法第2条の定義中、容姿とは主として首から上部、マニキュアおよびペディキュアと限定して解釈し法を運用してきたが、最近全身美容と称し一般の美容室に附属する全身美容室を設け、或いは全身美容のみを専門として営業する者が多数であるので、前記定義を全身を含むものとして解釈してよろしいかどうか至急ご回答をお願いします。

なお、全身美容の営業内容は化粧品等を使用して全身に対する作業を行い、或いはむし風呂、白湯、牛乳、レモン風呂等入浴施設を設け、美顔術と併用して全身のマッサージ等を行なうものである。

(昭和42年2月16日環衛第7030号東京都衛生局公衆衛生部長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長回答)

美容師法第2条第1項に規定する「美容」は、「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法」によるものに限られており、この「等」に含まれる方法も例示の趣旨に照らして、当然に一定の限界があると解すべきである。すなわち、例示の方法は通常首から上の容姿を美しくするために用いられるものであり、それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものと解すべきである。したがって、御照会のようないわゆる全身美容を目的とする行為はその方法または対象が前記とは著しく異なるものであつて、現行の美容師法における「美容」には該当しないと解する。

なお、全身美容の目的をもつて入浴施設を備え多数人を反覆継続して入浴させるときは当該営業について公衆浴場法の適用があることを申し添える

(昭和55年12月9日衛第297号厚生省環境衛生局長あて千葉県衛生部長照会)

理容師法第1条第1項に規定する理容の行為及び美容師法第2条第1項に規定する美容の行為の範囲については、昭和53年12月5日付け環指第149号により通知されているところではありますが、このたび理容所内に「美顔コーナー」を設置し、理容師が客の性別、頭髪の刈込、顔そり等の施術に関係なく料金2000円を徴して、美顔器具を用い美顔の施術(マッサージ等別添資料)を行いたい旨の照会があつた。本行為は、美容師法第2条第1項に規定する範囲に含まれ、理容師法第1条第1項に規定する範囲に含まれないと解釈しておりますが、左記事項につき回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 「美顔施術」は、理容師法の範囲に含まれるか。
- 2 「美顔施術」は、美容師法の範囲に含まれるか。
- 3 「美顔施術」が、理、美容師法のいずれかの範囲に含まれる場合は、その判断はどのようにするか。

(昭和56年4月25日環指第77号千葉県衛生部長あて厚生省環境衛生局指導課長回答)

いわゆる美顔施術(医療行為又は医療類似行為である場合を除く。)については、当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たつて公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。個々の施術が、理容に当たるか美容に当たるかは、その行為の目的、形態等に照らして判断すべきものである。

なお、いわゆる美顔施術であつても、当該施術が簡易なマッサージ、膚の汚れ落とし程度のものである場合には、理容師法及び美容師法のいずれの対象ともならない。

第4 施設及び設備に関すること

1 校舎の配置について

校舎である建物は、原則、同一構内とされているが、近年、別の敷地に設置する場合があります、どのような場合であれば基準に適合すると判断するのかの基準を明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

施設及び設備は、原則として同一構内にあって、それらが有機的関連性をもって配置され、その構造設備は堅ろうで、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

（平成10年省令・通知）

（参考 別紙のとおり）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P63、P133〕

① 指導状況

「同一敷地内に整備するよう指導」している厚生局2件（25.0%）、都道府県7県（33.3%）、「やむを得ない場合は分設を認める」と指導している厚生局5件（62.5%）、都道府県9件（42.9%）

② 養成施設の状況

「同一校内に設置」321件（92.8%）、「分設して設置」18件（5.2%）

【ポイント】

どういった場合に、分設を認める必要があるか。

【検討の方向】

施設及び設備は同一構内にあることを原則とするが、定員の増加により校舎の増設等を行わなければ対応できない場合において、

① 建物又は施設設備の増築が法令の規定により制限又は禁止される場合

② カリキュラム上支障がないこと

③ 生徒に過度の負担がかからないこと

等やむを得ない場合に限り、分設を認める旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 他資格制度

ア 原則として同一構内としているもの（調理師）

イ 原則として同一構内とするが、やむを得ない場合は分設を認めているもの（栄養士）

ウ 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であることとしているもの

（義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、診療放射線技師、理学療法士、臨床工学技士）

② 専修学校（専修学校設置基準）

ア 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

イ 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

ウ 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(第4 施設及び設備に関すること)

養成施設の構造設備基準

一般事項	<p>○学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</p> <p>○施設及び設備は、原則として同一構内であって、それらが有機的関連性をもって配置され、その構造は堅ろうであって、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</p> <p>○施設及び設備は、原則として設立者が所有するものであること。</p>
校舎	<p>○教員室、事務室、消毒室、図書室、同時に授業を行う学級の数をらない数の専用の普通教室及び適当な数の専用の実習室を備えるものであること。</p>
普通教室	<p>○普通教室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること(ろう学校24.75平方メートル以上)。</p> <p>○教室は、特に採光、照明、換気、防災等危害予防に十分配慮されたものであること。</p> <p>○夜間課程の授業を行う教室の机及び黒板面の照度は、150ルクス以上であること。</p>
消毒室	<p>○消毒室の面積は、6.61平方メートル以上であること。</p>
実習室	<p>○実習室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること(ろう学校24.75平方メートル以上、矯正施設49.5平方メートル以上)。</p>
備品	<p>○学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別表1及び2を標準として整備すること。</p>

2 消毒室の設置について

養成施設においては消毒室を設けることとしているが、器具の消毒に関する授業を実習室で行っている養成施設が多いことから、別途、消毒室を設ける必要がないのではないか。

【現行制度】

- ① 校舎は、教員室、事務室、消毒室、図書室、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び適当な数の専用の実習室を備えているものであること。〈平成10年省令〉
- ② 養成施設には、6.61平方メートル以上の消毒室を有すること。〈平成10年省令〉

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P64、P134〕

- ① 消毒室での授業の実施は、「消毒室内」46件(13.0%)、「実習室内」285件(80.3%)
- ② 「消毒室で行う必要がある」66件(18.6%)、「消毒室で行う必要はない」263件(74.1%)
- ③ 「消毒室で行う必要がある」66件の理由は、「安全面の管理」6件(9.1%)、「衛生的な実施」5件(7.6%)
- ④ 「消毒室で行う必要はない」263件の理由は、「手狭である」68件(25.9%)、「実習室の方が効果的」32件(12.2%)

【ポイント】

- ① 消毒室を実習室とは別に設ける必要性は何か。
- ② 実習室において、消毒の授業を実施することは可能か。

【検討の方向】

消毒の授業を実習室において適正に実施できること及び消毒薬等の安全な保管を別途義務付けることを前提として、消毒室の設置の義務付けを廃止する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 実習室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。〈平成10年省令〉

3 学習上必要な備品（実験器具等）の見直しについて

学習上必要とされる実験器具は、標準的に整備する品目の例が示されているが、現在、使用することがない器具が見受けられることから、見直す必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであること。〈平成10年省令〉
- ② 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品は、別紙を標準として整備する。〈平成10年通知〉（詳細は別紙のとおり）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P65、P135〕

「必要のない備品がある」157件（44.2%）、「必要であるにもかかわらず規定されていない備品がある」37件（10.4%）

【検討の方向】

学習上必要な実験器具の各品目について現状に合わせ見直しを行う。

【参考】

- ① 他資格制度
多くの資格制度において、機械器具、標本及び模型について、器具名を明記し、それらを（標準として）有することとしている。
- ② 専修学校
目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。〈専修学校設置基準〉

(第4-3 学習上必要な備品(実験器具等)の整備)

学 習 上 必 要 な 備 品 等

普通教室	生徒用椅子及び机 1教室につき定員と同数以上
実習室	<p>理容用椅子 同時に授業を行う定員の2分の1以上</p> <p>実験器具 1実習室につき一式</p> <p>視聴覚機器 1実習室につき一式</p> <p>顕微鏡 1実習室につき1台以上</p> <p>人体模型 1実習室につき1台以上</p>
標準とする器具	<p>1 物理化学関係用</p> <p>(1) 光関係実験器具 プリズム、凹面鏡、凸面鏡、凸レンズ、凹レンズ、光学実験用光源、その他光学実験用器具、色彩表、視力表</p> <p>(2) 波動関係実験器具 波動伝導に関する実験器具、オシロスコープ</p> <p>(3) 電気関係実験器具 テスター、積算電力計、小型発動機、小型電動機、可変変圧器、可変抵抗器、蓄電池及び充電器、電気抵抗発熱試験器具、磁石と磁針、蛍光灯(原理の説明に使用できるもの)、静電気の実験用具</p> <p>(4) 力学関係実験器具 力の釣り合いの実験器具(支持台、天秤、錘、滑車等)、槌子の原理の実験器具、弾性の実験器具(伸び、縮み、曲げ、捻れ等)</p> <p>(5) 熱関係実験器具 温度計、金属・液体・気体の膨張実験器具、放射熱・熱伝導の実験器具、バイメタル温度計</p> <p>(6) 化学関係実験器具 pHメーター、pH指示薬、比重計、ブンゼンバーナー、実験用各種スタンド類、蒸留水製造器一式(ガラス製冷却器、フラスコ、冷却水循環ポンプ、ガラス管、ゴム管、ゴム栓等)、化学実験用器具一式(実験用化学薬品を含む)、原子・分子構造模型電池・電気分解実験器具</p> <p>2 保健、衛生管理、皮膚科学、消毒関係用</p> <p>(1) 消毒関係実験器具 消毒薬一式、リットル枡、メスシリンダー、フラスコ、コルベン、ビューレット、ピペット、試薬ビン、ロート、シャーレ、試験管、理学的消毒器等</p> <p>(2) 皮膚関係実験器具 皮膚・毛髪組織の模型、皮膚・毛髪顕微鏡用プレパラート、主な皮膚・毛髪疾患の模型</p> <p>(3) 環境その他の実験器具 寒暖計、湿度計、気圧計、照度計、室内用風力計、空気成分試験器</p>
標準とする視聴覚機器	視聴覚機材 スライドプロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、映写スクリーン、VTR装置一式、教材用ビデオ等
標準とする図書	図書 教育上必要な専門図書及び学術雑誌

第5 申請等に関すること

1 都道府県の法定受託事務の見直しについて

法定受託事務として都道府県知事が行う理容師・美容師養成施設の指定等に必要な調査に関する事務は、地方厚生局が設置される以前に創設された規定であり、地方厚生局が設置された現在、それらの事務を地方厚生局で行うようにする必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 理容師養成施設又は美容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。(昭和22、32年法)
- ② 理容師法及び美容師法の規定により都道府県知事が行うこととする事務は、次のとおりとする。(昭和28、32年政令)
 - ア 理容師・美容師養成施設の指定を行うに必要な調査に関する事務
 - イ 指定を受けた理容師・美容師養成施設に関する指定取消理由の有無の調査に関する事務

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P66、P136〕

- ① 委託・実施の状況
「すべて都道府県に委託」している厚生局6件(75.0%)、「すべて又は一部受託」している都道府県34件(72.3%)
- ② 委託・受託の内容
 - a 厚生局では、「施設・設備の確認6件(100.0%)」、「指定に必要な報告」2件(33.3%)
 - b 都道府県では、「施設・設備の現地確認」18件(52.9%)、「計画書の事前チェック」7件(20.6%)
- ③ 厚生労働大臣の事務とすること
 - ア すべて47件(100.0%)の都道府県が「賛成」し、理由は、「指定は国が実施」が17件(36.2%)
 - イ 「問題がある」は、厚生局3件(37.5%)、都道府県2件(4.3%)

【ポイント】

- ① 地方分権が推進されている中、国が行う事務に引き上げるには、十分な理屈が必要ではないか。
- ② 地方厚生局における事務が増加することとなり、迅速な指定事務が行われなくなるのではないか。
- ③ 養成施設の指定又は指定の取消しに当たって、都道府県との連携は必要ないか。

【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 理容師法施行令第1条及び美容師法施行令第1条を削除し、都道府県知事の関与を無くし、厚生労働大臣が行う事務に位置付ける(法的な整理が困難な場合であっても、実質的に都道府県知事の関与を無くし、厚生労働大臣が行う事務とする。)
- ③ 都道府県に対し、指定等の状況に関する情報提供を行う等、引き続き連携を図る。

【参考】

- ① 養成施設の指定の関する事務
 - ア 都道府県が処理する事務

(ア) 理容師法

第4条 前条第3項に規定する理容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(イ) 美容師法

第4条 (略)

5 第3項に規定する美容師養成施設の指定に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

イ 事務の区分

(ア) 理容師法施行令

第6条 第1条の規定により都道府県が処理することとされてる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務とする。

(イ) 美容師法施行令

第6条 第1条の規定により都道府県が処理することとされてる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務とする。

ウ 法定受託事務

(ア) 地方自治法

第2条 (略)

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

(イ) 地方自治法施行令

第1条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第10項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務をいう。第225条において同じ。）にあつては別表第1の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第2条第9項第2号に規定する第二号法定受託事務をいう。第226条において同じ。）にあつては別表第2の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一（第一号法定受託事務（第1条関係））

理容師法施行令（昭和28年政令第232号）

第1条の規定により都道府県が処理することとされている事務

美容師法施行令（昭和32年政令277号）

第1条の規定により都道府県が処理することとされている事務

平成18年度生活衛生行政に関する要望について

平成18年11月24日
十三大都道府県環境衛生関係主管課長会議

当会議は、全国の政令指定都市又は特別区を有する下記都道府県が、地方自治体における環境衛生行政の適正な推進に資するため、共通の行政課題について協議し、各都道府県の抱える諸問題の解決を図る場として、年1回定例会議を開催しているものです。

今年度の会議は平成18年11月7日に開催し協議した結果、国に対する共通の要望事項として、別紙のとおり要望することが決議されました。

つきましては、趣旨をご配慮の上、要望事項について御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

〔構成員〕

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

(別紙)

平成18年度 生活衛生行政に関する要望書

1 理容師養成施設及び美容師養成施設に対する指導について

理容師養成施設及び美容師養成施設に対する指定については国に権限があり、平成13年1月の省庁再編により、本省から地方厚生局に移管されたところですが、養成施設の指定に係る調査等や指定内容の変更届等の事務が、国と都道府県に分かれており、養成施設側にとって、届出等の事務が複雑になっているところです。

今後、地方厚生局の体制をより充実させ、これまで都道府県が行っていた養成施設への指導の水準を維持・向上されるとともに、養成施設に関する事務について、できるだけ速やかに、国において一元的に実施されますよう要望します。

2 養成施設に対する指導監督について

養成施設に対する指導監督については、これまで通知により各都道府県から指導をしていたが、地方厚生局が設置され、報告の徴収及び指示の権限をもたせたことから、地方厚生局が主体となり実施する必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 報告の徴収及び指示（平成10年省令）
 - ア 厚生労働大臣は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。
 - イ 厚生労働大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。
- ② 都道府県においては、指定取消理由の有無の調査に基づく過去の通知により、養成施設の指導監督を実施している。

【調査の概要】〔資料2〕調査結果P68、P138〕

- ① 「指導監督を行っている」都道府県は21件（44.7%）
- ② 立入検査に関する厚生局と都道府県の連携
 - ア 「厚生局と都道府県が連携をとり合同で実施している」は厚生局4件（50.0%）、都道府県7件（33.3%）
 - イ 「連携はとっているが合同で実施していない」は厚生局2件（25.0%）、都道府県3件（14.3%）
 - ウ 「連携をとらず、単独で実施」は、厚生局1件（25.0%）、都道府県5件（23.8%）
- ③ 立入検査の実施計画
 - ア 厚生局は、「3年計画」3件（37.5%）、「4年計画」1件（12.5%）、「5年計画」3件（37.5%）
 - イ 都道府県は、「1年計画」4件（19.0%）、「2年計画」1件（4.8%）、「3年計画」2件（9.5%）、「6年以上の計画」1件（4.8%）
- ④ 厚生労働大臣の事務とすること
 - ア すべて21件（100.0%）の都道府県が「賛成」し、その理由は、「指定及び取消しは厚生労働大臣」11件（52.4%）、「国が一元的に実施するべき」10件（47.6%）。
 - イ 「問題がある」は、厚生局3件（37.5%）、都道府県2件（9.5%）
- ⑤ 厚生局と都道府県の連携
「連携が必要」は厚生局7件（87.5%）、都道府県6件（26.6%）

【ポイント】

- ① 厚生局のみが行うことにより、従来の指導監督の質（例えば、立入検査の頻度等）が低下するのではないか。
- ② 都道府県と引き続き連携を図って行う必要があるか。

【検討の方向】

地方厚生局が養成施設の指導監督を行うことを基本とし、必要に応じた情報の交換等、都道府県と連携を図りながら実施する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
他の資格制度においても、厚生労働大臣又は地方厚生局長が指示をすることができる

るとされている。

② 専修学校

大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規定に違反したときは、その変更を命ずることができる。〈学校教育法〉

3 届出事務の整理について

養成施設の教員の変更の届出等、その変更する内容によって、届出先を厚生労働大臣又は都道府県知事としているが、指導監督の見直しと併せ、都道府県知事あての届出を厚生労働大臣への届出に変更する必要があるのではないか。

【現行制度】（詳細は別紙のとおり）

- ① 都道府県知事及び厚生労働大臣への届出
指定養成施設の設立者は、養成施設の名称等に変更が生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に提出しなければならない。（平成10年規則・通知）
- ② 都道府県知事への届出
指定養成施設の設立者は、教員の氏名及び担当課目等に変更が生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。（平成10年規則・通知）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P71、P140〕

- ① 厚生労働大臣に対する届出に変更することについて、「問題なし」としている厚生局5件（62.5%）、都道府県42件（89.4%）
- ② 「問題がある」は、厚生局3件（37.5%）、都道府県5件（10.6%）

【ポイント】

地方厚生局の事務の増となり、迅速な指導が困難となるのではないかと。

【検討の方向】

養成施設の指定に関する事務は厚生労働大臣とされていることから、教員の変更に伴う氏名の届出等、都道府県知事のみで届出られていたものを厚生労働大臣への届出に変更する方向で検討を進めてはどうか。

(第5-3 届出事務の整理)

養成施設の変更に伴う届出

届出の内容	厚生労働大臣	都道府県知事
養成施設の名称、所在地	○	○ (写し)
設立者の住所及び氏名 (法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所所在地並びに代表者の住所及び氏名)	○	○ (写し)
養成施設の長の氏名	○	○ (写し)
教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別		◎
学級数		◎
入所資格	○	○ (写し)
入所の時期	○	○ (写し)
修業期間、	○	○ (写し)
教科課程ごとの実習を含む総授業時間数	○	○ (写し)
入学料、授業料及び実習費の額		◎
実習のモデルとなる者の選定その他実習の実施の方法		◎
建物の位置及び構造の概要 (定員の変更を除く)		◎
通信課程における授業の方法	○	○ (写し)
通信課程における課程修了の認定方法	○	○ (写し)
通信課程における通信教材の内容	○	○ (写し)

4 生徒の定員変更を伴わない構造設備の変更について

養成施設の所在地の移転する場合は届け出ることとしているが、移転した施設の構造設備が基準に適合せず、再度、改修工事を行う事態が生じている場合があるため、構造設備を変更する場合は、承認又は事前の届出とする必要があるのではないか。

【現行制度】

生徒の定員を伴わない構造設備の変更又は養成施設の所在地の移転に伴う構造設備の変更をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣へ届出なければならない。(平成10年省令・通知)

【ポイント】

設置者の負担の増加につながらないか

【検討の方向】

養成施設の所在地を変更するときは、従来どおり、厚生労働大臣に届け出るものとするが、新たに、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更する構造設備の変更については、生徒の定員に伴わない変更であっても、厚生労働大臣の承認を受けることとする旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 他資格制度

ア 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更しようとするときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならないとしているもの
(臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、救命救急士、視能訓練士、理学療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)

② 専修学校

ア 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。(学校教育法)

イ 政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。(学校教育法施行規則)

一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。

二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

5 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認について

定員を変更する場合は厚生労働大臣の承認を得ることとなっているが、定員を減ずる場合は、教員及び構造設備の変更を伴わないとの意見があることから、負担の軽減を図るため、届出とする必要があるのではないか。

【現行制度】

指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員の変更をしようとするとき、又は生徒の定員を変更するための構造設備を変更しようとするときは、2か月前までに、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。〈平成10年省令・通知〉

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P72、P141〕

① 厚生局の状況

「教員に変更を生じる」とした厚生局6件(75.0%)、「構造設備に変更が生じる」とした厚生局5件(62.5%)

② 養成施設の状況

「教員又は構造設備等に変更を生じる」196件(55.2%)、「教員又は構造設備等に変更を生じない」159件(44.8%)

【ポイント】

他の資格制度においても同様の規定が設けられており、理容師及び美容師に関する制度のみを改正することが可能か。

【検討の方向】

構造設備の変更を伴わない定員の減については、厚生労働大臣の承認から届出に変更することが適当かどうか検討を進めてはどうか。

【参考】

① 他資格制度

他の資格についても同様に、生徒の定員を変更するときは厚生労働大臣の承認を得なければならないとしている

② 専修学校

ア 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。〈学校教育法〉

イ 学則中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

(ア) 収容定員及び職員組織に関する事項

6 変更届における学則の添付について

養成施設の変更については、その届書で内容の確認を行うことは可能であるが、学則で明確に位置付ける必要があることから、届出時に学則の添付を義務付ける必要があるのではないか。

【現行制度】

現行の規定においては、養成施設の変更等の際する添付書類には学則を添付する規定はない。

【検討の方向】

養成施設の指定に当たっては、学則の添付を求めているところであり、変更時においても、学則の記載事項の変更であれば、養成施設においては学則で明確に位置付ける必要があることから、届出時に添付を義務付ける旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 学則の記載事項（平成10年通知）

（基本事項）

設置目的、名称、位置、養成課程、修業期間、生徒定員及び学級数、入所時期、学期及び休日、教科課程及び教科科目ごとの授業時間数、入所資格、入所者の選考の方法及び入所手続、転入所、成績考査及び卒業、入学料・授業料・実習費等の費用徴収、教職員の組織

（通信課程を併設する場合）

通信養成を行い地域、添削指導のための組織等、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を委託する場合は、受託機関名、委託事務の範囲

② 他資格制度

変更申請書の添付資料として「学則」を義務付けているもの（調理師）

7 在学生の保護規定について

少子化等の事由に伴い入所者の減少が見込まれる中、今後、養成施設の廃止が想定されることから、養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置について、省令又は告示において明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 指定養成施設の廃止については、従来届出をもって行ってきたが、養成施設の廃止はこれを任意的に行わせるときは生徒の処置等について万全を期しがたいため、今回これを厚生大臣の承認にかからせ、もって、養成教育の円滑な運営を図ったので、指導監督にあたって遺憾のないようされたい。〈昭和30年通知〉
- ② 指定養成施設において、養成課程の一部を廃止し、又は養成施設を廃止しようとするときは、2月前までに、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。〈平成10年省令〉
- ③ 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止承認申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。〈平成10年通知〉
 - ア 養成施設の名称及び所在地
 - イ 廃止の予定年月日
 - ウ 廃止の理由
 - エ 入所中の生徒の処置状況
 - オ 養成課程の一部の廃止に係る場合は、廃止後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算書
- ③ 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置については、原則として他の養成施設に編入所させなければならない。〈平成10年通知〉

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P73、P142〕

- ① 指導状況
 - ア 転入所について「指導している」厚生局8件(100.0%)、都道府県6件(28.6%)
 - イ 「指導に当たって問題がある」は厚生局3件(37.5%)、都道府県4件(19.0%)
- ② 養成施設の状況
他の養成施設からの転入所の受入れについて、「可能」265件(74.6%)、「不可能」68件(19.2%)
- ③ 受入れが「不可能」68件な理由は、「課目の履修内容、履修時間が異なる」18件(27.7%)

【ポイント】

既に通知で明確化しており、省令で規定する必要があるか。

【検討の方向】

養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の在学中の生徒の編入所について、廃止の承認時の記載事項として提出させることを省令等において明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
在学中の生徒の処置については、多くの資格制度において、指定の取り消しを受けようとする場合の申請及び廃止の届出事項として、政令及び省令で規定している。
- ② 専修学校
専門学校の廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。)の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更は、それぞれ

れ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに生徒の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。〈学校教育法施行規則〉

8 指定取消事由の追加について

養成施設においては、

- ① 養成施設側が行う試験の結果により、国家試験に合格できないと見込まれる生徒を卒業させず、高い合格率を維持
- ② 学年定員を超えた数の生徒を入所させており、全員を卒業させることができないとするとの意見があることから明確に規定に位置付け、当該養成施設に対する指導を徹底するとともに、指定を取り消す等の対処が必要ではないか。

【現行制度】

- ① 卒業の認定
各養成施設においては、学生が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。(平成10年通知)
- ② 入所定員の超過
過去から、学年定員を超えて入所させている実態があり、数次に渡り、都道府県に対し、適正な指導を徹底するよう指導してきたところである。
- ③ 指定の取消し
厚生労働大臣は、指定養成施設が養成施設指定の基準に適合しなくなると認めるとき、又はその設置者が定員の変更又は養成施設の廃止等の承認の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。(平成10年省令)

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P75、P143〕

- ① 厚生局及び都道府県の状況
国家試験の自己採点を養成施設が行い、合格できないと見込まれる生徒は当該養成施設を卒業させないという意見について、「ある又は聞いたことがある」とした厚生局2件(25.0%)、都道府県2件(4.3%)
- ② 養成施設の状況
ア 「聞いたことがある」141件(39.7%)、「聞いたことがない」212件(59.7%)
イ 「聞いたことがある」139件の内容は、「合格率の向上を図るため」96件(68.1%)

【ポイント】

卒業の認定及び入所定員の超過について、指定取消しの対象として差し支えないか。

【検討の方向】

養成施設の指定の基準に卒業の適正な認定及び入所定員の遵守に関する規定を追加することにより、指定取消事由の対象とする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 定員に対する指導状況
ア 生徒定員は入所時点で厳守しなければならない。しかし、止むを得ない事由により超過する場合は、10%程度とすること。なお、通信課程にあつては中退者の状況等も考慮すること。(昭和41年通知)
- ② 他資格制度
卒業の認定又は入所定員の厳守を取消事由としている資格制度はない。
- ③ 専修学校
次の各号のいずれかに該当する場合において は、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。
 - 一 法令の規定に故意に違反したとき
 - 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
 - 三 6箇月以上授業を行わなかつたとき

9 広告規制について

養成課程又は養成施設の新設又は変更の申請に当たり、養成施設が行う「課程又は学校の新設」及び「生徒の募集」の広告の開始時期について何ら規定がないことから、各資格制度ごとの並びを考慮し明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

法令又は通知等で規定しているものはないが、運用で概ね以下のとおり実施している。

- ① 新設予定の広告 設置計画提出後
- ② 学生の募集広告 設置計画書に基づく内示後
- ③ 入学試験の実施 設置計画書に基づく内示後

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P76、P144〕

- ① 新設の広告 設置計画受理後 7件 (87.5%)
- ② 学生募集の公告 設置計画受理後 4件 (50.0%)、設置計画内示後 4件 (50.0%)

【検討の方向】

他の資格制度との横並び及び学校教育法との関係を考慮しつつ、「新設」又は「学生の募集」等の広告の開始時期を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
規定はなく運用で実施
- ② 専修学校
法令又は通知等で規定しているものはない。

(第5-9 広告規制)

広告等の流れ

